

## 第五次循環型社会形成推進基本計画第 1 回点検「国の取組に係る進捗状況表」(案)

## 5.2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

(第五次循環型社会形成推進基本計画 5. 国の取組の項目)	計画策定から現在までの進捗状況	課題及び今後の取組方針
<p>1. 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）：2003 年に、家庭から排出される使用済パソコンや小型二次電池の回収体制の整備を行い、2006 年には家電・パソコンに含有される物質に関する情報提供の義務化の措置を講ずるなど、再生資源・再生部品の利用を促進してきた。このような措置を踏まえ、循環型社会の形成に向けた取組を推進するために、最近の資源有効利用に係る取組状況等を踏まえつつ、資源循環の更なる促進に努める。</p>	<p>1. の取組については次のとおり。  動静脈連携の加速に向けた制度整備に関する議論を 2023 年秋より実施し、2025 年 2 月に制度見直しに関する取りまとめを行った。取りまとめの内容を踏まえ、資源有効利用促進法において所要の措置を講じるべく、第 217 回通常国会に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、5 月 28 日に成立した。資源有効利用促進法の一部改正における主な改正事項は、①再生資源の利用計画策定・定期報告、②環境配慮設計の促進、③GX に必要な原材料等の再資源化の促進、④CE（サーキュラーエコノミー）コマースの推進である。【経済産業省】</p>	<p>1. の取組については次のとおり。  2026 年 4 月 1 日に施行する改正資源有効利用促進法の取組状況を調査し、更なる資源循環に向けた制度の検討を行う予定。【経済産業省】</p>
<p>2. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）：2016 年 5 月の中央環境審議会及び産業構造審議会からの意見具申を踏まえ、容器包装廃棄物のリデュースを促進するための措置を講ずること等により、環境負荷低減と社会全体のコスト低減を図り、循環型社会の形成や資源の効率的・循環的な利用を推進するために、各種課題の解決や容器包装のライフサイクル全体を視野に入れた資源循環の更なる推進に取り組む。</p>	<p>2. の取組について次のとおり。  (1) 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器（飲料又は酒類用）、アルミ製容器（飲料又は酒類用）、段ボール製容器が前年度に引き続き 9 割を超えた。紙製容器包装については約 3 割、プラスチック製容器包装については 7 割を超えている。2025 年 9 月から 10 月にかけて実施した「プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会」において、入札制度の課題解決に向けた議論を行い、これを踏まえて入札制度の運用の見直しを行った。【経済産業省、環境省】  (2) 容器包装リサイクル法において、再商品化義務を課す容器包装製造事業者等に対して、広く義務履行に向けた周知・指導等を行うと共に、平成 19 年 4 月以降、小売業者は、レジ袋等の容器包装の使用削減の取組を行うべきこととしており、多量利用事業者に対して、排出抑制促進措置の実施状況等の報告を求めると、関係省庁横断で、容器包装廃棄物のリデュース、リサイクルの取組を推進している。【財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】</p>	<p>2. の取組について次のとおり。  引き続き、入札制度の課題解決に向けた議論を継続するとともに、容器包装のライフサイクル全体を視野に入れた資源循環の更なる推進に取り組む。【農林水産省、経済産業省、環境省】</p>
<p>3. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）：基準発生原単位に基づき、食品廃棄物等の発生の抑制に取り組むとともに、基本方針に定められた再生利用等実施率等の目標を達成するため、食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底と同時に食品循環資源の再生利用等の促進に取り組む。</p>	<p>3. の取組について次のとおり。  (1) 食品廃棄物については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生抑制の目標値を設定し、その発生の抑制に取り組んでいる。また、国全体の食品ロスの発生量について推計を実施し、2023 年度における国全体の食品ロス発生量の推計値（約 464 万トン）を 2025 年 6 月に公表した。食品リサイクルに関して、2025 年 3 月に閣議決定された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、再生利用等実施率は 2029 年度までに、食品小売業にあっては 2022 年度の実施率が全体で 61%と、2024 年度までの目標（60%）を達成していることから全体で 65%に向上させることを目標</p>	<p>3. の取組について次のとおり。  (1) 優良事例等の情報等を地方公共団体に提供することを通じ、関係者との連携を促進する。【農林水産省、環境省】  (2) 地方公共団体、食品関連事業者、再生利用事業者等の連携による食品廃棄ゼロエリアの創出等を通じた先進的事例の構築・周知を行う。【環境省】  (3) 登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録事業者の増加につなげる観点から、登録再生利用事業者制度の活用を促進する。【農林水産省、環境省】</p>

	<p>に定めた。また、食品リサイクル法の再生利用事業計画（食品関連事業者から排出される食品循環資源を用いて製造された肥料・飼料等を利用して作られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する仕組み。）を通じて、食品循環資源の再生利用の取組を促進した。【農林水産省、経済産業省、環境省】</p> <p>(2) 食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動（適量購入、「てまえどり」等）や消費行動（家庭における食品ロス削減の取組促進、「外食時の食べきり・持ち帰り運動」等）の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材をHPで提供した。【環境省】</p> <p>(3) 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等（令和3年度～）を通じて、食品ロスの内容、発生要因、削減に向けた取組・対策の効果検証等を実施し、モデル事業成果は食品ロスポータルサイトにて発信した。【環境省】</p> <p>(4) 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」にて納品期限の緩和等の商慣習の見直しについて、優れた取組の情報共有・横展開を実施。【農林水産省】</p>	
<p>4. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）:2028年度の目標を定める基本方針の見直しを踏まえ、使用済小型家電の回収及び有用金属等の再資源化を促進するため、社会全体での小型家電リサイクル推進の機運の醸成や効率的・効果的な回収量増加に向けた市町村等の取組を促進していく。</p>	<p>4. の取組について次のとおり。</p> <p>2024年度より小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討を実施している。基本方針で定めている「2023年度までに使用済小型家電を年間14万トン回収」という目標に対し、2023年度の回収量は約8.6万トンと未達である点を踏まえ、使用済小型家電の回収量拡大策及び品目追加について検討。また、国内資源循環の促進といった観点も踏まえ基本方針の見直しについての議論を実施している。市町村の取組状況について、2023年度には1433市町村（全市町村の約82%）が参加又は参加の意向を示しており、居住人口ベースでは約93%となっている。【経済産業省、環境省】</p>	<p>4. の取組について次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025度末を目途に小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書を取りまとめる予定。【経済産業省、環境省】</li> <li>・加熱式たばこデバイス、電子たばこデバイス、モバイルバッテリー、ポータブル電源について、小型家電リサイクル法の対象品目への追加を検討。【経済産業省、環境省】</li> <li>・宅配便回収等の直接回収の強化のため、2026年度にモデル事業を実施予定。【環境省】</li> <li>・小売業者の業界団体等と連携した使用済小型家電回収の普及啓発を実施予定。【経済産業省、環境省】</li> <li>・小型家電リサイクル法以外の制度に基づく使用済小型家電の適正処理量の実態把握を実施。【経済産業省、環境省】</li> <li>・認定事業者のクラス分け、個社実績公表による再資源化の高度化の推進。【経済産業省、環境省】</li> </ul>
<p>5. 家電リサイクル法：法施行後3度目の制度見直しにおいて2022年6月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に基づき、2030年度までに廃家電4品目合計の回収率を70.9%以上（廃家庭用エアコンについては、53.9%以上）とする目標達成に向け、違法回収業者やヤード業者等の実態把握を踏まえた効果的な対策や、排出事業者や消費者への普及啓発の強化等に取り組む。</p>	<p>5. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 2022年6月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に沿った各種取組を実施した。【経済産業省、環境省】</p> <p>(2) 同報告書に基づいて設定した回収率目標の達成に向け、2016年3月に策定された「特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン」に基づき各種取組を実施した。【経済産業省、環境省】</p> <p>(3) 2023年度の廃家電4品目合計の回収率は70.4%、廃家庭用エアコンの回収率は42.2%であり、廃家庭用エアコンの回収課題について取り組みつつ、適正な再商品化ルートへの排出を促進した。【経済産業省、環境省】</p>	<p>5. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 前回の制度見直しから約5年が経過したことを踏まえ、制度見直しに向けた中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議を引き続き実施予定。【経済産業省、環境省】</p> <p>(2) 上記審議会を通して今後取りまとめられる予定の報告書に基づき、各種取組を推進する予定。【経済産業省、環境省】</p>
<p>6. 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第</p>	<p>6. の取組について次のとおり。</p>	<p>6. の取組については次のとおり。</p>

<p>87号。以下「自動車リサイクル法」という。)：2021年の中央環境審議会及び産業構造審議会合同会合において制度の施行状況の評価・検討結果が、「自動車リサイクル制度の安定化・効率化」「3Rの推進・質の向上」「変化への対応と発展的要素」を柱として取りまとめられた。これを受け、ASRの円滑な再資源化、再資源化の高度化、ネット・ゼロの実現に伴う電動化の推進や車の使い方の変革への自動車リサイクル制度の検討・対応について取り組む。</p>	<p>(1) 「自動車リサイクル制度の安定化・効率化」について、ASRの円滑な再資源化に資する取組として、解体・破碎段階において樹脂・ガラスを資源として回収した場合、ASRのリサイクル料金額を原資とした経済的インセンティブの付与を行う資源回収インセンティブ制度を令和8年4月から開始することとした。【経済産業省、環境省】</p> <p>(2) 「3Rの推進・質の向上」について、令和6年11月に「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」を立ち上げ、動静脈連携における戦略的対応を検討している。また、「自動車における再生材供給拡大のための補助事業」において、分析装置・破碎設備の導入支援を実施した。【環境省】</p> <p>(3) 「変化への対応と発展的要素」について、令和4～6年度に「自動車リサイクルのカーボンニュートラル及び3Rの推進・質の向上に向けた検討会」を開催し、使用済自動車全体の資源循環における温室効果ガス排出量の実態把握及び温室効果ガス削減方策等を検討した。【環境省】</p> <p>(4) これらの取組について、2025年9月に開催した中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、具体的取組とフォローアップとして報告した。【経済産業省、環境省】</p>	<p>2025年は自動車リサイクル法施行後20年に当たり、審議会において、自動車リサイクル制度の評価・検討の議論を実施し、2026年夏頃に報告書を取りまとめる予定。【経済産業省、環境省】</p>
<p>7. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)：2008年12月にとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」の具体的な取組を実施し、確実に法を施行していくとともに、社会情勢の変化等に対応した柔軟な法制度の見直しを行っていく。</p>	<p>7. の取組について次のとおり。 建設廃棄物の不適正処理を防止するため、建設部局、環境部局、労働基準監督署による合同パトロールの実施、現場標識の掲示の徹底、建設リサイクル法に関する都道府県との会議の実施等を行った。【国土交通省、環境省】</p>	<p>7. の取組については次のとおり。 今後も引き続き必要な取組について検討していく。【国土交通省、環境省】</p>
<p>8. 国際的に安全と環境に配慮した適切な船舶の解体・再資源化を推進することにより、老朽化した船舶の円滑な代替を進め、世界的な海事産業の持続的な発展を促す観点から2009年に策定した「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」(シップ・リサイクル条約)が2025年6月26日に発効することとなったため、同日施行する国内担保法である船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成30年法律第61号。以下「シップ・リサイクル法」という。)の適切な執行を確保する。</p>	<p>8. の取組について次のとおり。 船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全のため、シップ・リサイクル法の適切な執行を図っており、2026年2月末時点で特定船舶の再資源化解体の許可8件、再資源化解体計画の承認1件を行った。【厚生労働省、国土交通省、環境省】</p>	<p>8. の取組について次のとおり。 引き続き、シップ・リサイクル法の適切な執行を行っていく。【厚生労働省、国土交通省、環境省】</p>
<p>9. プラスチック資源循環促進法：プラスチック資源循環戦略のマイルストーンにおいて、2030年までに、ワンウェイのプラスチック(容器包装等)を累積で25%排出抑制するよう目指すことや、2030年までに、プラスチックの再生利用(再生素材の利用)の倍増を目指すことが設定されていることを踏まえ、プラスチック資源循環促進法等に基づき、廃プラスチックの発生抑制・再使用・分別回収の推進を最大限に進める。具体的には、設計・製造の段階で、プラスチック使用製品設計指針に基づき、プラスチックの使用量の減量化等を含め、業界団体等と連携して製品分野ごとの設計の</p>	<p>9. の取組について次のとおり。 プラスチック資源循環促進法第33条に基づく市町村による再商品化計画を計53件認定した。また、同法第39条に基づく製造事業者等による自主回収・再資源化事業計画については、計7件、同法第48条に基づく排出事業者による再資源化事業計画については、計9件認定した。この他、環境配慮設計の製品の製造・販売、プラスチック製品の使用の合理化、分別収集・リサイクルの取組など、各主体による取組が進展しているところ。特に、環境配慮設計の製品の製造・販売に関して、特に優れた環境配慮設計を行っているプラスチック使用製品の設計についての認定制度を設けており、2025年7</p>	<p>9. の取組について次のとおり。 引き続き、プラスチック資源循環促進法等に基づき、プラスチック使用製品の環境配慮設計、提供事業者のワンウェイプラスチックの使用の合理化、地方公共団体によるプラスチック資源の回収量の増大化、リサイクル技術・設備の実証・導入の支援等を通じ、廃プラスチックの発生抑制・再使用・分別回収の推進を最大限に進める。【経済産業省、環境省】</p>

<p>標準化や設計のガイドライン等の整備を進める。販売・提供段階では、提供事業者（小売・サービス事業者等）における判断基準に基づく過剰提供の抑制等の使用の合理化の取組を促進する。排出・回収・リサイクルの段階では、市区町村による再商品化の取組並びに事業者による自主回収、再資源化及び排出の抑制の取組を促進する。特に分別回収に関しては、製品プラスチックを回収する地方公共団体の着実な増加や拠点回収も含めた自主回収等の取組の多様化を通じて、プラスチック資源の回収量の増大を図る。また、排出された廃プラスチックについては、マテリアルリサイクル及び循環型ケミカルリサイクルで素材循環重視のリサイクルを行い、焼却・最終処分される量を大幅に削減する。</p>	<p>月に清涼飲料用ペットボトル容器、文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器の4製品分野において、設計認定の基準を策定した。2026年2月にはこの4製品分野における、合計41製品を認定した。2026年2月にはグリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進に関する基本方針の変更が閣議決定され、認定プラスチック使用製品の取扱いについて判断の基準等に設定された。また、自治体の取組を後押しするため、市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費について、昨年度に引き続き、特別交付税措置を講じた他、事業者・自治体のプラスチック資源循環に資する取組を支援する「プラスチック資源循環に関する先進的実装モデル形成支援事業」を実施した。同法を円滑に施行するとともに、引き続き「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）で定めたマイルストーンの達成を目指すために必要な予算・制度的対応を行った。また化石由来プラスチックを代替する再生可能資源への転換・社会実装化及び複合素材プラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を支援するための実証事業及び日本国内の廃プラスチックのリサイクル体制の整備を後押しすべく、「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入促進事業」及び「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」を実施した。また、農林水産省において、2025年10月に、「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」を設置し、食品用プラスチックに係る循環経済の実現に向けた業界の状況、課題について認識共有を図りつつ、再生材利用を主軸とするプラスチック資源循環に関する取組方向の議論・検討を行っている。【農林水産省、経済産業省、環境省】</p>	
<p>10. プラスチック資源循環促進法は、令和9年度に施行状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。それに向けて課題を整理し、プラスチック汚染対策条約の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）での交渉結果も踏まえながら、必要な対応を行う。</p>	<p>10. の取組について次のとおり。 プラスチック資源循環促進法の施行状況について、令和9年度の検討に向けて、継続してフォローアップ調査を実施している。 なお、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）については、未だ条約締結には至っておらず、交渉継続となっている。【環境省】</p>	<p>10. の取組について次のとおり。 引き続きプラスチック資源循環促進法の施行状況に関する調査を実施するとともに、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）については、プラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する実効的かつ進歩的な条約を目指し、早期の交渉妥結に向け、引き続き積極的に議論に貢献していく。 また、令和9年度はプラスチック資源循環促進法施行後5年に当たるため、フォローアップ調査の結果等を踏まえ、制度の見直しや追加的な施策の必要性について検討を進めていく。【環境省】</p>
<p>11. GXの実現に向け、GX予算も活用しながらCO2排出削減が困難な産業における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生材を供給するリサイクル設備への投資を促進することにより、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進する。</p>	<p>11. の取組について次のとおり。 GX予算を活用した「先進的な資源循環投資促進事業」により、脱炭素に資する先進的な資源循環技術・設備への実証・導入支援を進めており、これまでにプラスチックや金属、廃油の資源循環に係る計14件の事業を支援した。【環境省】</p>	<p>11. の取組について次のとおり。 引き続き、CO2排出削減が困難な産業における排出削減に大きく貢献する資源循環設備の導入支援や、革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生材を供給するリサイクル設備への投資促進により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進していく。【環境省】</p>
<p>12. 資源制約・環境制約に対応して資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得を目指す「成長志向型の資源自律経</p>	<p>12. の取組について次のとおり。 「成長志向型の資源自律経済戦略」（2023年3月経済産業省策定）</p>	<p>12. の取組について次のとおり。 引き続き、左記の取組を進めていく。【経済産業省】</p>

<p>済戦略」(令和5年3月経済産業省策定)に基づき、産官学連携の取組の加速、資源循環に係る研究開発から実証・実装までの投資支援の拡充、資源循環のための事業者間連携の加速に向けた制度整備等の検討を進める。</p>	<p>に基づき、[1] 動静脈連携の加速に向けた規制・ルールの整備、[2] 資源循環に係る研究開発から実証・実装までの政策支援の拡充、[3] 産官学連携の取組の強化を進めている。【経済産業省】</p>	
<p>1 3. 静脈産業側においては、企業や地域における先進的な事例を踏まえ、動静脈連携の取組を全国に広げていくための施策や、静脈側の資源循環に係る情報を活用し、動静脈連携や脱炭素化を促進するための施策など、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための施策を進める。資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)に基づき、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための措置を講じ、高度な資源循環の取組に対して、国が当該措置の施行から3年の間に100件以上の認定を行う等するとともに、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じた上で、各種手続の迅速化を図っていく。</p>	<p>1 3. の取組について次のとおり。 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。)が2024年5月に第213回国会で成立し、同月に公布された。その後関連する政省令を制定した上で、2025年11月21日に施行された。再資源化事業等高度化法の施行後、全国で説明会を開催するなどにより、制度の周知を図った。 また、再資源化事業等高度化法による再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等を踏まえ、財政投融资制度の拡充や再資源化事業等の高度化のための事業に係る税制上の特例措置の創設・拡充を講じた。【環境省】</p>	<p>1 3. の取組について次のとおり。 3年の間に100件以上の認定を行うことを目指し、引き続き制度の周知や事業者の後押しを図るとともに、資源循環自治体フォーラムやJ4CEなどの取組とも連携し、動静脈連携に向けたビジネスマッチングの機会の提供に努める。【環境省】</p>
<p>1 4. 動静脈連携を促進するため、静脈企業が提供可能な再生材の質・量を動脈企業が把握できるよう、静脈企業の再資源化の実施の状況等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤を整備する。その際、整備の迅速化を図るため、電子マニフェスト等のデジタル技術や帳簿情報などの既に制度化された情報の活用を検討する。</p>	<p>1 4. の取組について次のとおり。 電子マニフェストは、排出事業者、廃棄物処理業者における情報管理の合理化に加え、偽造がしにくいため、都道府県等における廃棄物処理の監視の効率化や不適正処理の原因究明の迅速化に役立つなどのメリットがある。2024年3月末時点の電子マニフェストの普及率は81%に達したが、産業廃棄物の委託処理量に対する電子マニフェストの割合では60%程度にとどまっていると見込まれたため、「第五次循環基本計画」において、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率を2030年度までに75%にすることを目標として掲げ、操作体験セミナーの開催等各種施策に取り組むこととした。【環境省】</p>	<p>1 4. の取組について次のとおり。 産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率を2030年度までに75%にすることを目標に、今後も各種施策の推進を図っていく。【環境省】</p>
<p>1 5. 製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度を適切に活用する。</p>	<p>1 5. の取組について次のとおり。 当該制度の適切な運用を図り、情報処理機器や各種電池等の製造事業者等が行う再生処理によって、使用済製品から有用金属等の分別回収を推進した。広域認定制度では、2025年3月末時点までの累計で、一般廃棄物については120件、産業廃棄物については346件の者が認定を受けている。再生利用認定制度では、2025年3月末時点までの累計で、一般廃棄物については69件、産業廃棄物については74件の者が認定を受けているところ。【環境省】</p>	<p>1 5. の取組について次のとおり。 広域での資源循環を念頭に、引き続き広域認定制度及び再生利用認定制度の適正な運用を図っていく。【環境省】</p>
<p>1 6. 国内の主要な産業のバリューチェーンの循環性を強化するため、CEREPに基づき、循環経済パートナーシップ等とも連携しつつ民間企業の循環経済の取組の強化を促進する。</p>	<p>1 6. の取組について次のとおり。 循環経済パートナーシップ(J4CE)を活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、コミュニケーションの促進等を通じて、産官の幅広い主体の連携を促進している。【経済産業省、環境省】</p>	<p>1 6. の取組について次のとおり。 引き続きJ4CE等を活用し、先進的な取組事例の国内外への共有・発信、ビジネスマッチングの実施、コミュニケーションの促進等を通じて、産官の幅広い主体の連携を促進していく。【経済産業省、環境省】</p>
<p>1 7. 環境マネジメントシステムの導入や、環境報告書の作成・公表及び環境情報の開示基盤の整備等を推進することによ</p>	<p>1 7. の取組について次のとおり。</p>	<p>1 7. の取組について次のとおり。</p>

<p>り、各事業者における環境配慮に係る取組を促進する。また、ESG 投資が広まる中、我が国の資源循環に率先して取り組む企業が投資家等から適切に評価され、企業価値の向上と国際競争力の強化につなげるため、「サーキュラーエコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」（令和3年1月環境省、経済産業省策定）やこれに基づく取組を情報発信し、開示・対話の後押しを行っていく。</p>	<p>(1) ISO14001 を参考に環境省が策定した、中堅・中小事業者向け環境マネジメントシステム「エコアクション 21」について、普及を進めてきた。この結果、2025 年 12 月時点でエコアクション 21 の認証・登録事業者数は 7,550 となった。また、エコアクション 21 取得企業からの声や国際的な潮流を踏まえ、「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版」の追補版として、GHG プロトコルに準じた「エコアクション 21 ガイドライン 追補版 ～エコアクション 21 アドバンスト～」を 2025 年 10 月に新たに策定した。【環境省】</p> <p>(2) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。）では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定している。環境報告書の作成・公表及び利活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるウェブサイトとして「もっと知りたい環境報告書」を運用した。また、環境報告書の表彰制度である「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン【環境サステナブル企業部門】」及びエコアクション 21 中央事務局で実施する表彰制度（エコアクション 21 オブザイヤー）において、優れた報告書の表彰を行った。【環境省】</p> <p>(3) 「サーキュラーエコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」については、国際的に関心が高まっているプラスチック資源循環はじめサーキュラー・エコノミーに係る企業及び投資家等向けの開示及び対話・エンゲージメントの手引きとして、そのポイントを事例も交えて解説し、公表した。【環境省】</p>	<p>(1) 企業戦略における環境配慮の主流化を後押ししていく必要があり、環境経営を促進するため、幅広い事業者へ「エコアクション 21」をはじめとする環境マネジメントシステムの普及促進を引き続き行う。また、2026 年度のエコアクション 21 アドバンストの運用開始を目指し、エコアクション 21 認証・登録事業者、審査員、一般企業等を対象にエコアクション 21 ガイドライン 追補版に係る説明会を実施し、制度の普及促進を図っていく。【環境省】</p> <p>(2) 環境報告ガイドラインや環境報告のための解説書の普及等を通じ、環境報告を促していくとともに、「もっと知りたい環境報告書」を引き続き運用し、「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン【環境サステナブル企業部門】」やエコアクション 21 オブザイヤーといった環境報告書の表彰制度において、優れた報告書の表彰を継続する。【環境省】</p> <p>(3) 引き続き、「サーキュラーエコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」が企業と投資家等の間で円滑な対話を促すための手引きとなることとしていきたい。【環境省】</p>
<p>18. 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした環境配慮設計がなされた製品等を調達するとともに、環境に配慮したサービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用する。また、グリーン購入の普及・推進に努めるとともに、2030 年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行うこととし、2024 年度から取組を開始することによって、高度なりサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。さらに、より高い環境性能を示す基準の積極的な活用等によって、天然資源由来の製品との価格比較で普及が困難なりサイクル製品等の初期需要創出に貢献し、これらの開発・社会実装・普及を支援する。また、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用し、一層のグリーン購入の裾野の拡大を図る。</p>	<p>18. の取組について次のとおり。</p> <p>グリーン購入・グリーン契約については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）に基づき定めたそれぞれの基本方針に従い、国自ら率先してリデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした環境配慮設計がなされた製品等を調達するとともに環境に配慮したサービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用する。また、グリーン購入法の基本方針について、全国説明会を行うことにより、グリーン購入の積極的な普及・推進に努めている。更に、判断の基準についても社会の動向を踏まえ、有識者検討会での意見を踏まえ適切に強化、拡充や整理を行うことで、高度なりサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価している。【環境省】</p>	<p>18. の取組について次のとおり。</p> <p>グリーン購入・グリーン契約について、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）に基づき定めたそれぞれの基本方針を引き続き、有識者検討会での意見を踏まえ、適切に強化、拡充、整理を行う。また、グリーン購入法の基本方針について、全国説明会を引き続き行うことでグリーン購入の普及・推進に努めていく。【環境省】</p>

<p>19. 遺伝子技術を活用して微生物や動植物の細胞を用いて有用物質の生産等を行うバイオものづくりについて、研究開発・事業化を支援するとともに、バイオエコノミー市場の拡大に資する国内での未利用資源の活用を進め、初期需要の創出・市場拡大や製品コスト低減、消費者の行動変容に向けた制度的措置を一体的に検討・実施する。また、バイオものづくりに係る国際連携の推進や、サプライチェーン全体を考慮した環境影響等の評価システムの構築も含め、グローバル展開を検討する製品やプロセスなどの標準化等に企業とも連携して取り組む。</p>	<p>19. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 植物工場の自動化や費用対効果の向上等の研究開発を推進しつつ、収益性の高いタンパク質等の有用物質等を植物工場で生産できる研究開発を推進した。【農林水産省】</p> <p>(2) カイコやミノムシ等の生物機能を活用した新規の高機能バイオ素材等の生産技術の開発と用途の開拓を推進した。【農林水産省】</p> <p>(3) 「バイオものづくり革命推進事業」(事業期間：2023年度～2032年度、予算額：約2700億円(事業期間総額))を実施し、未利用資源の収集・原料化、微生物等の改変技術、生産・分離・精製・加工技術、社会実装に必要な制度や標準化等のバイオものづくりのバリューチェーン構築に必要な技術開発及び実証を支援。【経済産業省】</p>	<p>19. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 植物工場等において収益性の高いタンパク質等の有用物質等を生産できる栽培技術等の開発を推進する。【農林水産省】</p> <p>(2) 革新的シルクやそれを用いた新規の高機能バイオ素材等の用途拡大を図るため、サプライチェーンの開拓と生産技術開発を推進する。【農林水産省】</p> <p>(3) 引き続き、「バイオものづくり革命推進事業」を通じ、未利用資源を原料とするバイオものづくりの技術開発及び実証を支援。併せて、バイオものづくりの社会実装を後押しするため、環境影響の定量化や評価システム、製品やプロセスの標準化等の取組を進める。【経済産業省】</p>
<p>20. 食品・廃材等バイオマスの素材やエネルギーへの利用、プラスチックリサイクルなど脱炭素につながる資源循環事業について、国の支援と合わせて株式会社脱炭素化支援機構が資金供給を行い、経済社会の発展や地方創生への貢献、知見の集積や人材育成等、新たな価値の創造に貢献する。</p>	<p>20. の取組について次のとおり。</p> <p>脱炭素化に資する事業の加速化を図るため、2022年10月に株式会社脱炭素化支援機構が設立され、2026年1月末までに48件(うち資源循環に関する案件は6件)の支援決定の公表がなされた。脱炭素化支援機構は、バイオマスなどの資源循環を含め脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資(リスクマネー供給)を行い、脱炭素に必要な資金の流れを太く、速くし、経済社会の発展や地方創生、知見の集積や人材育成など、新たな価値の創造に貢献する。【環境省】</p>	<p>20. の取組について次のとおり。</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、さらに脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資(リスクマネー供給)を行っていく。引き続き、国の支援と合わせて株式会社脱炭素化支援機構が資金供給を行い、経済社会の発展や地方創生への貢献、知見の集積や人材育成等、新たな価値の創造に貢献する。【環境省】</p>
<p>21. リサイクル原料への有害物質の混入について、有害物質規制の強化などの国際的動向も踏まえ、上流側の製造段階での化学物質対策などと連携し、ライフサイクル全体を通じたリスク削減のための施策について検討を進める。</p>	<p>21. の取組について次のとおり。</p> <p>動静脈連携により資源循環を促進するに当たっては、製品の安全性の確保、有害物質のリスク管理、不法投棄・不適正処理の防止等の観点にも留意し、各主体による適正な取組を推進する。【環境省】</p>	<p>21. の取組について次のとおり。</p> <p>有害物質が混入されたリサイクル原料の適正処理のため、引き続き調査を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。【環境省】</p>
<p>22. 有害物質情報について、国際的動向を含めて情報収集を行うとともに、様々な関係者間のリスクコミュニケーションを的確に実施する。</p>	<p>22. の取組について次のとおり。</p> <p>有害物質情報については、国際的動向を含めて情報収集を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスクコミュニケーションを的確に実施する必要がある。このため、化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)の対象物質について、毒性等の情報を分かりやすく簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を公表するとともに、PRTR制度等の見直しにおいて、収集した有害性情報等を活用した。また、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が、化学物質と環境に関して意見交換を行い、政策提言を目指す場である「化学物質と環境に関する政策対話」を開催し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けたリスクコミュニケーションの取組を推進した。そのほか、化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスクコミュニケーションの活動を支援した。【環境省】</p>	<p>22. の取組について次のとおり。</p> <p>引き続き、国際的動向を含めた有害物質情報の収集を行い、知見の集積をはかり、今後の国内の化学物質管理施策の見直し等に資するようにする。また、近年、大規模な自然災害が多発していることから、これに伴う化学工場等からの有害物質漏洩への対応も含めた関係者間の情報共有や意見交換会を実施するなど、平時及び災害・事故時も念頭においた化学物質に係るリスクコミュニケーションの取組を推進する。【環境省】</p>
<p>23. 2023年9月に第5回国際化学物質管理会議で採択された「化学物質に関するグローバル枠組み(GFC)ー化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」に基づき、多様な主体との連携により国内実施計画の策定を進め、化学物</p>	<p>23. の取組について次のとおり。</p> <p>GFCの国内実施を推進するため、政府内にGFC関係省庁連絡会議を設置して、GFC国内実施計画の策定を進めた(GFC国内実施計画は2025年4月に策定・公表)。なお、我が国はGFCのアジア太平洋地</p>	<p>23. の取組について次のとおり。</p> <p>GFC国内実施計画に基づき、引き続き国際的な観点に立った環境分野の化学物質管理を推進する。【環境省】</p>

<p>質を含む製品や素材の上流から下流まで及び再生段階を含めたライフサイクル全体を通じての化学物質と廃棄物の適正管理を推進する。具体的には、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、ライフサイクル及びバリューチェーン全体を通じ、材料や製品に含まれる化学物質に関する信頼できる情報を可能な限り入手可能とする取組を推進する。</p>	<p>域のフォーカルポイントに選出されている。【環境省】</p>	
<p>24. 2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を現在の約50兆円から80兆円以上にすることを旨とするという目標達成に向け、サービサイジング、シェアリング、リユース、リペア、リマニュファクチャリング等のビジネスモデルの普及が循環型社会にもたらす影響(天然資源投入量、廃棄物発生量、二酸化炭素排出量等の削減や資源生産性の向上等)について、可能な限り定量的な評価を進めつつ、修理・部品交換等が容易となる環境配慮設計の徹底、環境負荷削減効果等の情報開示、デジタル技術を活用した製品等のトレーサビリティの向上を促す取組の検討等により、これらのビジネスモデルの確立・普及を促進する。</p>	<p>24. の取組について次のとおり。  (1) 使用済製品のリユース促進による温室効果ガス削減効果の見える化の調査を実施している。【環境省】  (2) CEコマースの促進のため、資源有効利用促進法における対象事業者としてシェアリング等の賃貸事業者を追加するとともに、それに伴う所要の措置を講じたほか、CE市場拡大に向けた支援策について、「CEコマースワーキンググループ」において検討を行い、その方向性の取りまとめを行った。【経済産業省】</p>	<p>24. の取組について次のとおり。  (1) 令和7年度中に策定した「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づき、環境負荷削減効果等のリユース価値の「見える化」を行うため、効果的な施策を推進する。【環境省】  (2) CEコマースの枠組みについて対象の追加等所要の措置を講じていくとともに、「CEコマースワーキンググループ」において取りまとめた方向性を踏まえ、その取組の着実な実施を図っていく。【経済産業省】</p>
<p>25. 循環経済への流れが世界的に加速化する中で、幅広い国内企業等関係者の循環経済への更なる理解醸成と、資源循環のための事業者間連携や国際連携等の取組を促進するため、2021年3月に環境省、経済産業省、(一社)日本経済団体連合会が創設した「循環経済パートナーシップ(J4CE)」を活用し、ネットワーク形成を促進するビジネスマッチングを目的としたイベント、循環経済促進に向けたテーマ別の講演やディスカッション等の官民対話、日本の先進的な取組事例の収集と国内外への発信等を行っていく。</p>	<p>25. の取組について次のとおり。  循環経済パートナーシップ(J4CE)を活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、コミュニケーションの促進等を通じて、産官の幅広い主体の連携を促進している。具体的には、J4CEでは立ち上げから5年を迎え、これまでに日本企業によるサーキュラーエコノミーに関する先進的な取組として、事業者間連携や自治体との連携について、これまでに233事例(2026年2月3日現在)を取りまとめて、ウェブサイトにおいて公開した。また、すでの実績のある技術やビジネスモデル、将来に向けた研究開発や連携の取組など、様々な観点から特に注目すべき事例をまとめ、3冊の注目事例集(日本語版・英語版)を発行した。【経済産業省、環境省】</p>	<p>25. の取組について次のとおり。  J4CEでは引き続き、先進的な取組事例、ビジネスマッチングの実施、コミュニケーションの促進等を通じて、産官の幅広い主体の連携を促進していく。【経済産業省、環境省】</p>
<p>26. 各主体の個別の取組だけでは、経済合理性を確保できず、サーキュラーエコノミーの実現にも繋がらない場合も多いことから、サーキュラーエコノミーの実現に向けて、2023年9月に立ち上げた「サーキュラーパートナーズ」の枠組みを活用し、サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体における市場のライフサイクル全体での有機的な連携を促進する。</p>	<p>26. の取組について次のとおり。  サーキュラーパートナーズ(CPs)において、ビジョン・ロードマップ検討ワーキンググループ(WG)・CE情報流通プラットフォーム(PF)構築WG・地域循環モデル構築WG・国際連携・標準化WG運営を中心としたCPs会員への情報連携を実施している。産官学の連携では、ビジョンを始めとした各WG運営を通じ、国のCE目標や実行施策等に関する議論を実施。その他、投資支援を検討し、資源循環経済小委員会で、制度的な枠組みに関する審議を継続的に実施。【経済産業省、環境省】</p>	<p>26. の取組について次のとおり。  CPsは引き続き、各WGの運営を実施するとともに、ビジョン・ロードマップ検討WGをCE戦略推進コミッティへと再編しモニタリングやレビュー、注力領域の特定等によりフォーカスしつつ、資源自律経済の活性化の主役であるCPs会員を主体とした実行の強化(および国としての適切な支援策の実施)を図っていく。【経済産業省、環境省】</p>
<p>27. プラスチック資源循環戦略やプラスチック資源循環促進法に基づき、廃プラスチックの発生抑制・再使用・分別回収の推進を最大限に進める。具体的には、設計・製造の段階で、業界団体等と連携して製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の整備を進める。販売・提供段階では、提供事業者(小売・サービス事業者等)における判断基準に基</p>	<p>27. の取組について次のとおり。  プラスチック資源循環促進法第33条に基づく市町村による再商品化計画を計53件認定した。また、同法第39条に基づく製造事業者等による自主回収・再資源化事業計画については、計7件、同法第48条に基づく排出事業者による再資源化事業計画については、計9件認定した。この他、環境配慮設計の製品の製造・販売、プラスチ</p>	<p>27. の取組について次のとおり。  引き続き、プラスチック資源循環促進法等に基づき、プラスチック使用製品の環境配慮設計、提供事業者のワンウェイプラスチックの使用の合理化、地方公共団体によるプラスチック資源の回収量の増大化、リサイクル技術・設備の実証・導入の支援等を通じ、廃プラスチックの発生抑制・再使用・分別回収の推進を最大限に進める。【経済産業</p>

<p>づく過剰提供の抑制等の使用の合理化の取組を促進する。排出・回収・リサイクルの段階では、市区町村による再商品化の取組並びに事業者による自主回収、再資源化及び排出の抑制の取組を促進する。特に分別回収に関しては、製品プラスチックを回収する地方公共団体の着実な増加や、拠点回収も含めた自主回収等の取組の多様化を通じて、プラスチック資源の回収量の増大を図る。また、排出された廃プラスチックについては、マテリアルリサイクル及び循環型ケミカルリサイクルで素材循環重視のリサイクルを行い、焼却・最終処分される量を大幅に削減する。</p>	<p>ック製品の使用の合理化、分別収集・リサイクルの取組など、各主体による取組が進展しているところ。特に、環境配慮設計の製品の製造・販売に関して、特に優れた環境配慮設計を行っているプラスチック使用製品の設計についての認定制度を設けており、2025年7月に清涼飲料用ペットボトル容器、文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器の4製品分野において、設計認定の基準を策定した。2026年2月にはこの4製品分野における、合計41製品を認定した。2026年2月にはグリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進に関する基本方針の変更が閣議決定され、認定プラスチック使用製品の取扱いについて判断の基準等に設定された。また、自治体の取組を後押しするため、市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費について、昨年度に引き続き、特別交付税措置を講じた他、事業者・自治体のプラスチック資源循環に資する取組を支援する「プラスチック資源循環に関する先進的実装モデル形成支援事業」を実施した。同法を円滑に施行するとともに、引き続き「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）で定めたマイルストーンの達成を目指すために必要な予算・制度的対応を行った。また化石由来プラスチックを代替する再生可能資源への転換・社会実装化及び複合素材プラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を支援するための実証事業及び日本国内の廃プラスチックのリサイクル体制の整備を後押しすべく、「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入促進事業」及び「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」を実施した。</p> <p>また、農林水産省において、2025年10月に、「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」を設置し、食品用プラスチックに係る循環経済の実現に向けた業界の状況、課題について認識共有を図りつつ、再生材利用を主軸とするプラスチック資源循環に関する取組方向の議論・検討を行っている。</p> <p>【農林水産省、経済産業省、環境省】</p>	<p>省、環境省】</p>
<p>28. (プラスチック資源循環促進法は、令和9年度に施行状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。それに向けて課題を整理し、プラスチック汚染対策条約の策定に向けた政府間交渉委員会 (INC) での交渉結果も踏まえながら、必要な対応を行う。</p>	<p>28. の取組について次のとおり。</p> <p>プラスチック資源循環促進法の施行状況について、令和9年度の検討に向けて、継続してフォローアップ調査を実施している。</p> <p>なお、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会 (INC) については、未だ条約締結には至っておらず、交渉継続となっている。【環境省】</p>	<p>29. の取組について次のとおり。</p> <p>引き続きプラスチック資源循環促進法の施行状況に関する調査を実施するとともに、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会 (INC) については、プラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する実効的かつ進歩的な条約を目指し、早期の交渉妥結に向け、引き続き積極的に議論に貢献していく。</p> <p>また、令和9年度はプラスチック資源循環促進法施行後5年に当たるため、フォローアップ調査の結果等を踏まえ、制度の見直しや追加的な施策の必要性について検討を進めていく。【環境省】</p>
<p>29. 持続可能性を前提にライフサイクル全体を通じた環境負荷の影響を考慮しつつ、再生材や再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)の普及を促進し、新規投入される化石資源由来プラスチックの削減を進める。また、生分解性プラス</p>	<p>29. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正し、脱炭素化のために利用することが特に必要な再生資源として定めるもの(脱炭素化再生資源)をその原材料として利用するこ</p>	<p>29. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 再生資源の利用をモニタリングする仕組みを構築し、必要に応じて再生資源の利用の改善を促す。【経済産業省】</p>

<p>チックは、バイオプラスチック導入ロードマップを参照しながら、分解機能の評価を通じた適切な発揮場面やリサイクル調和性等を考慮し、開発・導入を進める。また、海洋生分解性プラスチックについては、「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」（令和元年5月経済産業省策定）に基づき、その導入・普及を促進する。</p>	<p>とを促進することが当該脱炭素化再生資源の有効な利用及び当該製品の脱炭素化を図る上で特に必要な製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）を定め、当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の策定及び定期的な報告を求める制度を創設し、再生資源の普及の促進を図ることとした。【経済産業省】</p> <p>(2) バイオプラスチックの利用拡大に向け、2021年1月に策定された「バイオプラスチック導入ロードマップ」に即し、ライフサイクル全体における環境・社会的側面の持続可能性、リサイクルを始めとするプラスチック資源循環システムとの調和等を考慮した導入の方向性を示した。また、2026年2月にはグリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針の変更が閣議決定され、庁舎等において営業を行う小売業務において提供するレジ袋のバイオマスプラスチック配合率が強化され、文具等130品目において、マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックが判断の基準に設定された。プラスチック資源循環促進法に基づき、バイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等の代替素材への転換・社会実装及び複合素材プラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクルプロセス構築を支援する「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」を実施した。【環境省】</p> <p>(3) 海洋生分解性プラスチックについては、海洋生分解性プラスチックの導入・普及を促進する技術基盤構築を行う「長期海洋生分解性プラスチック評価技術開発事業」を実施した。【経済産業省】</p>	<p>(2) 引き続き、「バイオプラスチック導入ロードマップ」やプラスチック資源循環促進法に基づき、環境物品の調達や補助事業等を通して再生可能資源等の普及を促進していく。【環境省】</p> <p>(3) 引き続き補助事業等を通して海洋生分解性プラスチックの導入・普及を促進していく。【経済産業省】</p>
<p>30. 省CO2化に向けて、廃棄物等バイオマスを用いた省CO2型ジェット燃料の原料製造技術や廃油のリサイクルプロセス構築について、技術的課題の解決に向けた実証的な取組を進める。</p>	<p>30. の取組について次のとおり。</p> <p>廃棄物等バイオマスを用いた持続可能な航空燃料(SAF)やその原料製造に向けて、廃食用油からのSAF製造に係る国産技術の技術実証、グリーストラップ浮上油等の未利用素材油の航空燃料への利活用調査及び効率的な回収方法の検討等を行った。【環境省】</p>	<p>30. の取組について次のとおり。</p> <p>引き続き、未利用素材等の効率的回収システム構築や精製分離技術の開発等の社会実装に向けた実証事業を推進していく。【環境省】</p>
<p>31. 持続可能な航空燃料(SAF)について、2030年時点の本邦航空運送事業者による燃料使用量の10%をSAFに置き換えるという目標達成のために、国際競争力のある価格で安定的に供給できる体制の構築を目指し、研究開発や設備導入支援などの取組を促進するとともに、SAFサプライチェーンの構築やイノベーションの推進、国産SAFの国際認証取得によるSAFの導入促進等を通じ、循環型のバイオエコノミー市場を一層拡大する。</p>	<p>31. の取組について次のとおり。</p> <p>SAFに関する登録・認証を目指す国内事業者を支援し、国産SAFの原料の多様化や安定供給に向けた取組を進めるとともに、航空利用者のSAF利用への理解醸成に向け、SAFの環境価値の可視化等に取り組んだ。【国土交通省、環境省】</p>	<p>31. の取組について次のとおり。</p> <p>引き続き、国際競争力のある価格でのSAFの導入促進に向け、官民連携して取り組んでいく。【国土交通省、環境省】</p>
<p>32. バイオマスについては、バイオマス活用推進基本計画に基づきながら、地域における関係者の連携の下、肥飼料等としての利用の一層の促進や高付加価値製品の生産、再生可能エネルギー等に変換(家畜排せつ物、食品循環資源のバイオガス化や未利用間伐材等の木質チップ燃料化等)した上で</p>	<p>32. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) バイオマスの活用の推進にあたっては、バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)に基づく「バイオマス活用推進基本計画」(2022年9月閣議決定)の下でバイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してき</p>	<p>32. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) バイオマス活用推進基本計画に基づき、バイオマスのフル活用、都市部も含めた地域主体でのバイオマス活用の取組の推進、イノベーションによる社会実装を見込む新産業の創出及び新たな市場獲得を推進する。【農林水産省】</p>

<p>の自立・分散型エネルギー源としての活用等により、地域特性に応じたバイオマスの総合的な利用を推進する。</p>	<p>た。下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けては、農林水産省と国土交通省が連携して、取組の意義や先進的な取組事例等について、関係者に広く情報発信を実施した。【農林水産省】</p> <p>(2) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援した。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援した。【農林水産省】</p>	<p>(2) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援する。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援する。【農林水産省】</p>
<p>3.3. 家庭から発生する食品ロスについては、これを2030年度までに2000年度比で半減するべく、地方公共団体、事業者等と協力して、食品ロスの削減に向けた国民運動を展開し、食品ロス削減に関する国民意識の向上を図るとともに、食品ロスの発生要因に応じ、使い切れる量の食品を購入すること、残さず食べ切ること、フードドライブ等により未利用食品を有効活用することなど、家庭において食品の購入や調理等の際の具体的かつ効果的な行動の実践を促進する。</p>	<p>3.3. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行った。特に、消費者による食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進した。また、食品の備蓄ができるローリングストック法や家庭の余剰食品を寄附するフードドライブの実施を促す周知を図った。【消費者庁、農林水産省、環境省】</p> <p>(2) 消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進するため、賞味期限の愛称である「おいしいめやす」の普及啓発等を行った。【消費者庁】</p> <p>(3) 食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組（地方公共団体と連携した全国大会（2024年群馬県高崎市、2025年東京都千代田区）、表彰、川柳コンテスト等）を実施した。そのほか通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう広報に努めた。【消費者庁、農林水産省、環境省】</p> <p>(4) 食品ロスに伴う経済損失と温室効果ガス排出量を推計するための調査を実施し、その調査結果を活用し、消費者に対する食品ロス削減の普及啓発を行った。【消費者庁】</p> <p>(5) 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター育成講座を定期的実施した（2026年1月時点の登録人数は4,242人）。【消費者庁】</p> <p>(6) mottECO導入モデル事業の公募要領において、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の遵守を要件として盛り込み、本ガイドラインの普及啓発と合わせた導入を推進した（令和7年度）。【環境省】</p> <p>(7) 「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて、家庭系食品ロスについて、その発生要因（直接廃棄、過剰除去、食べ残し）分析を実施した。【環境省】</p>	<p>3.3. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2025年3月閣議決定）において設定された家庭系食品ロス削減目標の達成に向けて、関係省庁及び地方公共団体等が連携し、当該方針の各施策を着実に実施する。【消費者庁、農林水産省、環境省】</p>
<p>3.4. 家庭以外から発生する事業系食品ロスについても、これを2030年度までに2000年度比で半減するべく、発生要因である食品業界の商慣習の見直しの促進や、需要に見合った販</p>	<p>3.4. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 事業系食品ロス削減のため、商慣習の見直し（賞味期限表示の大括り化（年月表示・日まとめ表示）、安全係数の見直し</p>	<p>3.4. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（2025年3月公表）及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」</p>

売の推進を図るとともに、食品企業から発生する未利用食品の受け皿としてフードバンク等の支援などを実施する。また、陳列棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」や外食時の食べ残しの持ち帰りの促進など消費者の食品ロス削減に向けた理解醸成を図る。

- や容器包装の工夫による賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和等)等の取組の推進を図るとともに、事業者の取組に対する消費者理解の促進を図った。【消費者庁、農林水産省】
- (2) 事業系食品ロスについては、2030年度までの半減目標を2022年度に8年前倒しで達成したことから、その更なる削減に向け、2025年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」において、60%削減という新たな目標を設定した。【消費者庁、農林水産省、環境省】
  - (3) 外食産業の食品ロスを削減するため、外食時の食べきりや、食べ残し持ち帰りを希望する者が、自己責任で持ち帰りをを行うことを当たり前にするよう、食べ残し持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」や「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」(2024年12月策定)等により周知啓発を行った。【消費者庁、農林水産省、環境省】
  - (4) mottECO 導入モデル事業の公募要領において、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の遵守を要件として盛り込み、本ガイドラインの普及啓発と合わせた導入を推進した(令和7年度)。【環境省】
  - (5) 食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域において取組が促進されるよう、食品ロス削減推進表彰を実施した。また、食品産業もったいない大賞において表彰を実施。【消費者庁、環境省、農林水産省】
  - (6) コンビニエンスストア等の事業者と協力し、「てまえどり」の周知啓発を図った。【消費者庁、農林水産省、環境省】
  - (7) 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(2025年3月改正)について、安全係数の設定の考え方や賞味期限を過ぎてもまだ食べることができる期限の情報提供等、食品ロス削減の観点での改正内容を食品関連事業者に周知するとともに、本ガイドラインの考え方を踏まえた各業界団体等の個別食品に係る期限設定のガイドライン等の見直しの促進を図った。【消費者庁、農林水産省】
  - (8) 未利用食品等を提供するための活動(食品寄附)を促進するため、食品寄附の社会的信頼の向上と活動定着に向けて、「食品寄附ガイドライン」(2024年12月策定)の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク団体を、「食品寄附ガイドライン」に基づき認証する仕組みを構築するための実証事業を行った。【消費者庁】
  - (9) 食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築等の支援を実施。【農林水産省】
  - (10) フードバンク等による未利用食品の受入れ、提供拡大に向けた取組を支援した。【農林水産省】
  - (11) 食でつなぐ共生社会の実現に向け、国や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるよう、食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念を「食の環(わ)」と呼称し、各施策を促進すること

- (2025年3月閣議決定)において設定された事業系食品ロス削減目標の達成に向けて、官民が連携し、当該方針の各施策を着実に実施する。【消費者庁、農林水産省、環境省】
- (2) 引き続き、未利用食品の取扱いの拡大に向けた支援を実施する。【農林水産省】

	<p>を関係府省庁で申し合わせた（2024年6月）。【消費者庁、農林水産省、環境省】</p> <p>(12) 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」にて納品期限の緩和等の商慣習の見直しについて、優れた取組の情報共有・横展開を実施。【農林水産省】</p> <p>(13) 食品業界におけるDXの推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証に対する支援を実施。【農林水産省】</p>	
<p>35. 「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に記載された施策を実行に移しつつ、特に食品寄附及び外食時の食べ残し持ち帰りのガイドラインについて、官民協議会を立ち上げ、幅広い関係者の意見を聞きながら、策定する。その上で、2024年度末を目処に閣議決定予定である「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の見直しに反映させ、2030年度までの食品ロス削減目標の着実な達成を目指す。</p>	<p>35. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 更なる食品ロス削減の推進のため、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に記載された施策を、2025年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に反映した。【消費者庁】</p> <p>(2) 食品ロス削減及び食品寄附の促進を図るため、2024年4月に食品寄附等に関する官民協議会を設立し、同協議会において議論を進め、2024年12月に食品寄附ガイドラインを策定した。【消費者庁】</p> <p>(3) 外食産業の食品ロスを削減するため、2024年12月に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を策定した。【消費者庁】</p> <p>(4) 期限表示の商慣習の見直しを図るため、2025年3月に「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を改定した。【消費者庁】</p>	<p>35. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2025年3月閣議決定）において設定された食品ロス削減目標の達成に向けて、引き続き、説明会の開催等を通じた各種ガイドラインの周知啓発を行う。【消費者庁】</p> <p>(2) 2026年度から、食品寄附ガイドラインに示される遵守事項の適合性を第三者が認証するフードバンク認証制度を開始予定。【消費者庁】</p>
<p>36. 食品ロスの削減に係る取組の実施及びその進捗の評価に当たっては、その基礎情報として、地方公共団体による食品ロス量の調査等から国内で発生する食品ロスの発生・削減の状況をより迅速・的確に把握し、把握したデータ等に基づき、地域主体による食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を推進する。</p>	<p>36. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 令和7年10月に自治体職員向け「食品ロス削減のための取組事例集」を更新し、新たに2件の事例を追加した。【環境省】</p> <p>(2) 令和7年3月に「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」を取りまとめ、地方公共団体の計画策定を推進した。【環境省】</p>	<p>36. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、食品ロス削減に資するマニュアル及び手引きの周知を実施していく。【環境省】</p>
<p>37. 食品ロスを削減した上でそれでも発生する食品循環資源については、食品リサイクル法に基づき、地域の実情に応じて飼料化及び肥料化が可能な限り実施されるよう、関係者の連携による取組を促進し、また、飼料化や肥料化等が困難な食品循環資源については、バイオガス発電、熱利用等によってエネルギー源として活用を図る。なお、食品循環資源の再生利用に当たっては、食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底を同時に推進する。</p>	<p>37. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等（令和3年度～）を通じて、食品ロスの内容、発生要因、削減に向けた取組・対策の効果検証等を実施し、モデル事業成果を食品ロスポータルサイトにて発信した。【環境省】</p> <p>(2) 主に地方公共団体向けに食品リサイクル法に関する基礎的な知識や地方公共団体、事業者等が実施している食品ロス・食品リサイクルに資する先進的な取組を周知し、意見交換を行う場を2回（2025年9月、2026年1月）開催した。【環境省】</p>	<p>37. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) モデル事業で得られた知見を「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き（仮称）」として取りまとめ公開していく。【環境省】</p>
<p>38. 食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの範囲内においては食品循環資源由来の肥飼料の確実な利用が見込まれることから、リサイクル・ループの範囲内における市町村の区域を超えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が認定に沿って円滑に行われるよう、必要な周知を行う。</p>	<p>38. の取組について次のとおり。</p> <p>食品リサイクルに関しては、食品リサイクル法の再生利用事業計画（食品関連事業者から排出される食品循環資源を用いて製造された肥料・飼料等を利用して作られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する仕組み。）を通じて、食品循環資源の再生利用の取組を促進</p>	<p>38. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、食品リサイクル・ループの登録申請にかかる事務手続きの適正な範囲内での軽減、効率化を図るための検討をするとともに、食品循環資源の収集運搬及び再生利用が認定</p>

	<p>した。</p> <p>(1) 2025年9月に食品リサイクル・ループ認定に係る要件解釈の明確化についてQ&amp;A形式でHPに掲載し周知した。【農林水産省、環境省】</p>	<p>に沿って円滑に行われるよう必要な周知を行う。【農林水産省、環境省】</p>
<p>39. 家畜排せつ物や食品廃棄物等のバイオマスのメタン発酵技術を用いたバイオガス化、回収された廃食用油等のバイオディーゼル燃料の生産、未利用間伐材等の木質チップ燃料化及びペレット燃料化、有機性汚泥等の固形燃料化等を推進する。また、これらの取組に資する技術の研究開発を進める。</p>	<p>39. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）がバイオマス産業都市を選定し、2025年度には全国で107市町村となった。【農林水産省】</p> <p>(2) エネルギー地産地消の実現に向けて、家畜排せつ物や食品廃棄物等を活用したメタン発酵バイオガスプラント等の調査・設計・施設整備の取組を支援した。【農林水産省】</p> <p>(3) 農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料製造業者の取組に対し税制支援を行った。【農林水産省】</p> <p>(4) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援した。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援した。【農林水産省】</p>	<p>39. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、バイオマス産業都市の構築を推進する。【農林水産省】</p> <p>(2) エネルギー地産地消の実現に向けて、家畜排せつ物や食品廃棄物等を活用したメタン発酵バイオガスプラント等の調査・設計・実証・施設整備の取組を支援する。【農林水産省】</p> <p>(3) 農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料の製造支援を行う。【農林水産省】</p> <p>(4) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援する。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援する。【農林水産省】</p>
<p>40. 木くず、紙等の廃棄物系バイオマスや農山漁村での営みにおいて発生するもみ殻や未利用間伐材等の未利用資源等についても、地域の実情に応じてパーティクルボード、製紙、堆肥、敷料、バイオ炭等への再生利用やエネルギー源としての活用を促進する。</p>	<p>40. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援した。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援した。また、農山漁村におけるバイオマスを活用した産業創出を軸とした、地域づくりに向けた取組を支援した。【農林水産省】</p> <p>(2) エネルギー地産地消の実現に向けて、未利用資源等を活用したバイオマスプラント等の調査・設計・施設整備の取組や、既存木質バイオマス施設等における未利用資源等の混合利用によるエネルギーの利用促進の取組を支援した。【農林水産省】</p>	<p>40. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援する。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援する。【農林水産省】</p> <p>(2) エネルギー地産地消の実現に向けて、未利用資源等を活用したバイオマスプラント等の調査・設計・実証・施設整備の取組や、既存木質バイオマス施設等における未利用資源等の混合利用によるエネルギーの利用促進の取組を支援する。【農林水産省】</p>
<p>41. (再掲) 遺伝子技術を活用して微生物や動植物の細胞を用いて有用物質の生産等を行うバイオものづくりについて、研究開発・事業化を支援するとともに、バイオエコノミー市場の拡大に資する国内での未利用資源の活用を進め、初期需要の創出・市場拡大や製品コスト低減、消費者の行動変容に向けた制度的措置を一体的に検討・実施する。また、バイオものづくりに係る国際連携の推進や、サプライチェーン全体を考慮した環境影響等の評価システムの構築も含め、グローバル展開を検討する製品やプロセスなどの標準化等に企業とも連携して取り組む。</p>	<p>41. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) 植物工場の自動化や費用対効果の向上等の研究開発を推進しつつ、収益性の高いタンパク質等の有用物質等を植物工場で生産できる研究開発を推進した。【農林水産省】</p> <p>(2) カイコやミノムシ等の生物機能を活用した新規の高機能バイオ素材等の生産技術の開発と用途の開拓を推進した。【農林水産省】</p> <p>(3) 「バイオものづくり革命推進事業」(事業期間：2023年度～2032年度、予算額：約2700億円(事業期間総額))を実施し、未利用資源の収集・原料化、微生物等の改変技術、生産・分離・精製・加工技術、社会実装に必要な制度や標準化等のバイオものづくりのバリューチェーン構築に必要な技術開発及び実証を支援。【経済産業省】</p>	<p>41. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) 植物工場等において収益性の高いタンパク質等の有用物質等を生産できる栽培技術等の開発を推進する。【農林水産省】</p> <p>(2) 革新的シルクやそれを用いた新規の高機能バイオ素材等の用途拡大を図るため、サプライチェーンの開拓と生産技術開発を推進する。【農林水産省】</p> <p>(3) 引き続き、「バイオものづくり革命推進事業」を通じ、未利用資源を原料とするバイオものづくりの技術開発及び実証を支援。併せて、バイオものづくりの社会実装を後押しするため、環境影響の定量化や評価システム、製品やプロセスの標準化等の取組を進める。【経済産業省】</p>

<p>4 2. バイオものづくりを効率的に行うための生物資源（微生物・植物・酵素）の拡充及び拡充技術開発、物質生産を効率的に行う産業用微生物・植物・酵素の開発、工業化に向けたバイオ生産プロセス技術開発（大量培養、物質の分離・精製・回収）を実施するとともに、これら技術の統合された基盤を整備し、バイオ由来製品のフラスコレベルの小規模生産から始まる生産実証を行うことでバイオものづくりの社会実装を推進する。</p>	<p>4 2. の取組について次のとおり。 生産プロセスの省エネ化の実現を目指し、微生物等の機能を活用して工業原料やタンパク質等を生産するバイオものづくりの生産基盤技術の確立に向けた取組を支援した。【経済産業省】</p>	<p>4 2. の取組について次のとおり。 引き続き、左記の技術開発について、研究開発事業を通じて支援する。【経済産業省】</p>
<p>4 3. CO2 を原料としたバイオものづくりについて、微生物等改変プラットフォーム事業者と、革新的な素材や燃料等の異分野事業者との共同開発の促進等を通じて、大規模発酵生産とバイオものづくり製品の生産を担う製造事業者・事業会社の育成・強化を図り、CO2 を原料とした新しいバイオものづくり製品の社会実装と CO2 の資源化による産業構造の変革を目指す。</p>	<p>4 3. の取組について次のとおり。 バイオものづくりの中核を担う微生物等改変プラットフォーム事業者と、CO2 を直接原料にして大規模発酵生産等を担う事業者等との育成・強化を図るとともに、微生物等が持つ CO2 固定能力を最大限に引き出し、CO2 を原料としたバイオものづくりによるカーボンリサイクルを推進する取組を実施している。【経済産業省】</p>	<p>4 3. の取組について次のとおり。 引き続き、左記の取組について、研究開発事業を通じて支援する。【経済産業省】</p>
<p>4 4. CO2 以外の未利用資源を原料としたバイオものづくりについて、未利用資源の収集、原料化のための技術開発や実証等を行うとともに、バイオものづくりの付加価値の源泉を握る微生物等改変プラットフォームの育成や微生物等の改良技術の開発、量産化のための製造技術開発・実証等を支援し、多様な原料と多様な製品を出口としたバイオものづくりのバリューチェーンの構築に必要な技術や社会システム実証を行い、バイオものづくりへの製造プロセスの転換とバイオものづくり製品の社会実装を推進する。</p>	<p>4 4. の取組について次のとおり。 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援した。また、木質バイオマスのエネルギー利用を推進するために必要な調査を行うとともに、相談窓口・サポート体制の確立に向けた支援を実施した。 未利用資源を活用したバイオガス回収や、もみ殻炭からのシリカ回収のための技術開発等、バイオマス資源を活用した技術開発・実証に対し支援を実施した。【農林水産省、環境省】</p>	<p>4 4. の取組について次のとおり。 木質バイオマスの供給・利用を推進するため、引き続き未利用資源の収集、原料化のための技術開発や実証に対して支援を行う。【農林水産省、環境省】</p>
<p>4 5. バイオマスからセルロースナノファイバーや改質リグニン等の化成品等を製造する革新的な脱炭素技術の研究開発や実証を推進するとともに、市場化に向けて製品と材料のマッチングを図る。</p>	<p>4 5. の取組について次のとおり。 (1) 木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発については、スギ材のリグニンを化学的に改質し取り出した素材（改質リグニン）を用いた高付加価値材料の開発や大規模製造技術実証を推進した。 加えて、改質リグニンの環境適合性の向上に資するリサイクル技術・副産物利用技術の開発を支援するとともに、LCAや実現可能性調査を実施した。【農林水産省、林野庁】 (2) セルロースナノファイバーを活用した製品の市場化に向けて、当該製品の社会実装・普及展開を行う事業者を発掘し、その事業者の用途に適した材料提供を実施した。【環境省】</p>	<p>4 5. の取組について次のとおり。 (1) 改質リグニンの商用生産に向けた大規模製造技術の確立に加え、需要拡大に向けた製品・材料メーカー等との協働を促進する。加えて、地域の木質資源の付加価値の高い利用に向けて、セルロースナノファイバーなど、多様な木質系新素材の開発を促進する。【農林水産省、林野庁】 (2) セルロースナノファイバーを活用した製品の市場化に向けて、引き続き製品と材料のマッチングを図る。【環境省】</p>
<p>4 6. 食料安全保障の強化、持続可能な生産への転換、サーキュラーエコノミーの実現による地方活性化に資する取組として、下水汚泥を安全性にも配慮しつつ肥料として再生利用する取組を推進する。また、下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点とし、固形燃料化やバイオガス発電等による下水汚泥の化石燃料代替エネルギー源としての活用や、下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。</p>	<p>4 6. の取組について次のとおり。 令和 6 年（2024 年）3 月には下水道管理者の検討の参考となるよう「下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手続書（案）」を作成・公表し、令和 7 年（2025 年）度には公園等の公共施設における下水汚泥の肥料利用促進に向けたパンフレットを作成・公表するとともに、下水汚泥燃焼灰の利用等に関して「下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手続書（案）」に追記し（P）、下水汚泥資源の肥料利用を推進した。また、下水汚泥の重金属や肥料成分の分析（49 処理場）及び肥料の流通確保に向けた案件形成（18 団体）を行うとともに、</p>	<p>4 6. の取組について次のとおり。 引き続き、下水汚泥資源の肥料利用の拡大やエネルギー利用の推進に向け、様々な関係者と連携しながら取組を進める。【国土交通省】</p>

	<p>5つの下水道施設において下水処理過程からのリン回収に関する技術実証を行っている。</p> <p>下水汚泥資源のエネルギー利用も推進しており、2023年度末時点における下水処理場でのバイオガス発電施設は137施設となっている。さらに、下水処理場に生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約することによる効率的な資源・エネルギー回収の推進も行っており、案件形成のための地方公共団体へのアドバイザー派遣事業等を行っている。</p> <p>こうした取組の財政支援として、「下水道リノベーション推進総合事業」による下水道施設を地域活性化の拠点としてリノベーションする計画策定から施設整備までの一体的な支援や、「下水汚泥肥料化推進事業」により下水汚泥資源を肥料化するための施設整備の支援を行った。【国土交通省】</p>	
<p>47. 家畜排せつ物について、肥料利用の拡大に向けた関係者による取組を引き続き促進するとともに、メタン発酵によって発生するバイオガスを利用した熱利用や、発電及び発電で発生する余熱の利用等、エネルギー源として活用する取組を促進する。</p>	<p>47. の取組について次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）がバイオマス産業都市を選定し、2025年度に全国で107市町村となった。【農林水産省】</li> <li>(2) エネルギー地産地消の実現に向けて、家畜排せつ物や食品廃棄物等を活用したメタン発酵バイオガスプラント等の調査・設計・施設整備の取組を支援した。【農林水産省】</li> <li>(3) 農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料製造業者の取組に対し税制支援を行った。【農林水産省】</li> <li>(4) 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の適正な管理の徹底を周知するとともに、その利活用を図るため、2024年10月及び2025年10月には、堆肥の高品質化や広域流通に関するシンポジウムを開催した。【農林水産省】</li> <li>(5) 地域資源（再生可能エネルギー、副生水素、使用済みプラスチック、家畜排せつ物等）を活用した水素の製造、貯蔵、運搬、利活用の各設備とそれらをつなぐインフラネットワークの整備を通じた地域水素サプライチェーン構築を地域特性に応じて、様々な需給を組み合わせた実証モデルの構築を進めている。</li> </ol> <p>メタン発酵によって発生するバイオガスを利用した熱利用や、発電及び発電で発生する余熱の利用等、エネルギー源として活用する取組に対し、設備導入支援等を行った。【環境省】</p>	<p>47. の取組について次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 引き続き、バイオマス産業都市の構築を推進する。【農林水産省】</li> <li>(2) エネルギー地産地消の実現に向けて、家畜排せつ物や食品廃棄物等を活用したメタン発酵バイオガスプラント等の調査・設計・実証・施設整備の取組を支援する。【農林水産省】</li> <li>(3) 農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料の製造支援を行う。【農林水産省】</li> <li>(4) 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の適正な管理に加え、その利活用を図るため、ニーズに合わせた堆肥の高品質化や広域流通等を推進する。【農林水産省】</li> <li>(5) エネルギー地産地消の実現に向けて、家畜排せつ物や食品廃棄物等を活用したメタン発酵バイオガスプラント等の調査・設計・実証・施設整備の取組を支援する。【農林水産省】</li> <li>(6) 引き続きメタン発酵によって発生するバイオガスを利用した熱利用や、発電及び発電で発生する余熱の利用等、エネルギー源として活用する取組に対し、設備導入支援等を行う。【環境省】</li> </ol>
<p>48. （再掲）持続可能な航空燃料（SAF）について、2030年時点の本邦航空運送事業者による燃料使用量の10%をSAFに置き換えるという目標達成のために、国際競争力のある価格で安定的に供給できる体制の構築を目指し、研究開発や設備導入支援などの取組を促進するとともに、SAFサプライチェーンの構築やイノベーションの推進、国産SAFの国際認証取得によるSAFの導入促進等を通じ、循環型のバイオエコノミー市場を一層拡大する。</p>	<p>48. の取組について次のとおり。（再掲）</p> <p>SAFに関する登録・認証を目指す国内事業者を支援し、国産SAFの原料の多様化や安定供給に向けた取組を進めるとともに、航空利用者のSAF利用への理解醸成に向け、SAFの環境価値の可視化等に取り組んだ。【国土交通省、環境省】</p>	<p>48. の取組について次のとおり。（再掲）</p> <p>引き続き、国際競争力のある価格でのSAFの導入促進に向け、官民連携して取り組んでいく。【国土交通省、環境省】</p>

<p>49. 金属の資源循環について、効率的利用、長期的利用や国内外における金属回収の徹底をはじめとした循環利用の取組による天然資源採取の最小化に向けて、ライフサイクル全体での最適化を図っていく。使用済み小型家電等の回収について消費者・住民への周知や利便性の高い回収方法の提供等により、分別・回収に対する幅広い国民の参画が得られるように努める。また、高度選別等に関する実証事業やリサイクル設備に対する設備補助事業等により、より高度なリサイクルを広く普及させることで国内の資源の回収量の増加を促進する。加えて、アジアを中心とした国々で処理・再資源化が困難な使用済製品等からの金属の再資源化に向けた取組を支援することで、我が国の再資源化技術を最大限活用し国外からの循環資源の回収も進める。これらを通じて、使用済製品等に含まれる金属を再生資源として製造業に安定的に供給し、金属のリサイクル原料の処理量を2030年度までに倍増させることを目指す。</p>	<p>49. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 使用済小型家電等の取組については次のとおり。 使用済小型家電等の消費者・住民への周知については、小型家電リサイクル認定事業者と連携し、全国で使用済パソコン解体教室や、普及啓発イベントを実施した。また、大阪・関西万博においては、小型家電リサイクル制度の普及啓発に関するイベントを通じ、資源循環の重要性について考える機会を提供した。【経済産業省、環境省】</p> <p>(2) 実証事業や設備補助事業については次のとおり。 令和6年度および令和7年度に、金属資源等を対象として、省CO2で処理できる高度なリサイクルや、脱炭素に資する先進的な資源循環技術・設備に対し、技術開発支援や設備導入支援を実施した。【環境省】</p> <p>(3) 国外からの循環資源の回収については次のとおり。 ASEAN等の途上国において発生する電気・電子機器廃棄物(e-waste)に含まれるe-scrapを日本国内でリサイクルするため、環境省は「国際資源循環促進事業」を通じて、現地法整備支援や、現地事業者と日系企業との民間連携等を推進した。【環境省】</p>	<p>49. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 使用済小型家電等の取組については次のとおり。 使用済小型家電等の消費者・住民への周知については、引き続き小型家電リサイクル認定事業者と連携し、全国で使用済パソコン解体教室や、普及啓発イベントを実施する。また、小売業者の業界団体等と連携し、消費者向けのポスター掲示等を通じた使用済小型家電回収の普及啓発を実施する予定。【経済産業省、環境省】</p> <p>(2) 実証事業や設備補助事業については次のとおり。 引き続き、国内資源循環に向けて、金属などの再資源化に対する投資促進支援を続けていく。【環境省】</p> <p>(3) 国外からの循環資源の回収については次のとおり。 引き続き、既存事業の実施を通じて国際金属資源循環を促進する。【環境省】</p>
<p>50. 我が国の都市鉱山を有効に活用するため、廃家電等の自動選別技術や金属製錬技術等の革新につながる技術開発、各プロセスをネットワーク化する情報技術基盤の構築等により、動脈産業及び静脈産業が一体となった戦略的な資源循環システムの開発を促進する。</p>	<p>50. の取組について次のとおり。</p> <p>廃家電から貴金属、レアメタル、ベースメタル、プラスチック等を資源循環する基盤技術、磁性材料の精錬に係る技術、アルミスクラップを自動車の車体等にも使用可能な素材(展伸材)へとアップグレードする基盤技術の開発を行う「資源自律経済システム開発促進事業」、自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、動静脈連携による資源循環に係る技術開発及び実証に係る設備投資等、また長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する「産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業」、海洋生分解性プラスチックの導入・普及を促進する技術基盤構築を行う「長期海洋生分解性プラスチック評価技術開発事業」を実施した。【経済産業省】</p>	<p>50. の取組について次のとおり。</p> <p>引き続き、左記の取組を進めていく。【経済産業省】</p>
<p>51. 鉄、アルミ、銅等のベースメタル、レアメタル・レアアースをはじめとする金属や、ガラス等のベース素材のリサイクルについて、再生資源量の確保や質の向上により資源循環を一層促進させ、素材に着目した回収システム構築等の社会実装に向けた実証事業や高度選別設備の導入を、リサイクルを生業としている大企業や中小企業、それぞれ有効な規模感に応じて支援するとともに、二次原料利用量拡大に資する検討を行う。</p>	<p>51. の取組について次のとおり。</p> <p>「国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業」において、レアメタルの回収技術や太陽光パネルのガラスリサイクルに関する実証を行った。また、「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業」において金属の破碎・選別設備や、太陽光パネルのリサイクルに対する設備導入支援を実施した。また、「先進的な資源循環投資促進事業」においても脱炭素に資する資源循環技術・設備に対して支援を行った。さらに、二次原料の利用量拡大に向け、製造業と資源循環産業を繋ぐネットワーク形成に向けた調査事業を行った。【環境省】</p>	<p>51. の取組について次のとおり。</p> <p>引き続き、金属資源及びベース素材等をリサイクルする体制を確保するため、実証事業や設備導入支援を実施するとともに、二次原料利用量拡大を目指し、再資源化にかかる関連施設や循環資源の回収量拡大に向けた物流関連施設への投資促進や実証事業を行う。【環境省】</p>
<p>52. 幅広い製品に内蔵されている電池について、関係主体によ</p>	<p>52. の取組について次のとおり。</p>	<p>52. の取組について次のとおり。</p>

<p>る安全性・資源性・経済性が同時達成できる回収網の充実化を支援するとともに、有用金属回収の観点も加味した適正なリユース・リサイクル・処分のためのシステム構築を推進する。とりわけ、小型二次電池について、引き続き、資源有効利用促進法に基づく生産者による安全な回収及び再資源化の推進を行う。</p>	<p>(1) リチウムイオン電池については、使用及び廃棄時の火災を防止し、重要鉱物資源の回収・再資源化を推進するため、関係省庁が緊密な連携を図りつつ必要な対応を検討する対策関係省庁連絡会議を令和7年に設置し、製造・輸入・販売時、使用時、廃棄時、処理・再利用時に至る各段階で、関係省庁が必要な取組を総動員する「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を策定した。【環境省】</p> <p>(2) 資源有効利用促進法においては、小形二次電池（ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウム蓄電池及び密閉形鉛蓄電池）の回収及び再資源化を製造等事業者に対して義務付けており、令和5年度実績として、ニカド蓄電池808トン、ニッケル水素蓄電池339トン、リチウム蓄電池725トン、密閉形鉛蓄電池540トンを回収している。また、再資源化率は、ニカド蓄電池76.4%、ニッケル水素蓄電池76.6%、リチウム蓄電池60.8%、密閉形鉛蓄電池50.0%と、すべて法定目標を達成している。【経済産業省】</p>	<p>(1) 「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づき、関係省庁で取組の進捗状況等を確認しつつ、リチウムイオン電池の火災事故防止と資源循環の構築に向け取り組んでいく。【環境省】</p> <p>(2) 小型二次電池の再資源化については、現状法定目標を達成しているところ、重要鉱物に関する国際動向や政府全体の方針も踏まえつつ、引き続き製造事業者及び輸入販売事業者の自主回収・再資源化の促進に向けて取組を進めていく。【経済産業省】</p>
<p>5.3. 2017年の改正廃棄物処理法に基づく有害使用済機器の適正な保管等の義務付け措置の着実な執行等を通じて、いわゆる雑品スクラップに含まれる有害使用済機器の適正な処理やリサイクルを推進する。また、環境対策が不十分なヤードへの対応として、関係省庁の連携の下、スクラップの適切な管理や廃棄物の適正処理の徹底、不適正な輸出の防止対策に取り組むとともに、環境対策・火災防止対策の強化等の観点から、廃棄物処理法に基づく有害使用済機器保管等届出制度等の見直しなど必要に応じた制度的措置を講じる。</p>	<p>5.3. の取組について次のとおり。</p> <p>適切な環境対策を講じずに物品を取扱う事業場、いわゆる「不適正スクラップヤード」において、金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音、悪臭、火災、公共水域及び土壌の汚染等が発生している。このような廃棄物処理法の規制対象外である物品の取扱いに起因して、生活環境保全上の支障が発生している現状を踏まえ、2025年3月、有識者から構成される「ヤード環境対策検討会」において、スクラップヤードの環境対策における取組の基本的方向性を取りまとめた。引き続き、中央環境審議会のもとに設置された廃棄物処理制度小委員会において、当該検討会の報告書を踏まえ、制度的措置に関する議論を深めていく。【環境省】</p>	<p>5.3. の取組について次のとおり。</p> <p>適切な環境対策を講じずに物品を取扱う事業場、いわゆる「不適正スクラップヤード」において、金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音、悪臭、火災、公共水域及び土壌の汚染等が発生している。このような廃棄物処理法の規制対象外である物品の取扱いに起因して、生活環境保全上の支障が発生している現状を踏まえ、2024年10月から2025年3月まで、有識者から構成される「ヤード環境対策検討会」を開催し、スクラップヤードにおける環境対策における取組の基本的方向性について取りまとめた。引き続き、中央環境審議会のもとに設置された廃棄物処理制度小委員会において、当該検討会の報告書を踏まえ、制度的措置に関する議論を深めていく。【環境省】</p>
<p>5.4. セメントの製造工程での有用金属の回収等の取組を支援するほか、セメントの原料代替物や化石エネルギー代替物としての副産物・廃棄物・処理困難物の適正な利用拡大及び混合材又は混和材としての高炉スラグ等の利用拡大等の取組を支援するなど他産業で発生した副産物・廃棄物の建設資材としての活用を促進することで、産業廃棄物の最終処分量の削減を行う。</p>	<p>5.4. の取組について次のとおり。</p> <p>公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づく「建設汚泥から再生した処理土」「高炉スラグ骨材」等の調達の実績を把握し、公表した。【国土交通省、環境省】</p>	<p>5.4. の取組について次のとおり。</p> <p>引き続き、公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づく調達の実績把握や公表を行っていく。【国土交通省、環境省】</p>
<p>5.5. 分別解体の更なる促進等により建設混合廃棄物の発生量をできるだけ低減するとともに、建設混合廃棄物を含め建設廃棄物の再資源化を促進する措置を講じることで、最終処分される建設廃棄物の量を低減する。また、アスベストなどの有害物質を含むものについては、適切な分別及び処理を徹底する。</p>	<p>5.5. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 関連機関と連携し、解体工事における建設副産物の現場分別や処理状況、中間処理施設における混合廃棄物処理の実態把握を行った。【国土交通省】</p> <p>(2) また、アスベスト等の有害物質の適正処理について、ポスターやパンフレットによる周知を実施した。【国土交通省】</p>	<p>5.5. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 実態を踏まえ、民間企業も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別の徹底を促進する。【国土交通省】</p> <p>(2) また、アスベスト等の適正処理に関して、ポスターやパンフレットによる周知は有害物質の適切な分別及び処理の徹底に寄与すると考えられるため、継続して周知に取り組む。【国土交通省】</p>
<p>5.6. 石膏ボードや建設系廃プラスチックの再資源化、建設資材に関する環境配慮設計等を促進するため、制度の活用等を含め、必要な措置を講じる。</p>	<p>5.6. の取組について次のとおり。</p>	<p>5.6. の取組について次のとおり。</p>

	<p>(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、建設分野においても、プラスチック排出事業者による発生抑制・再資源化等の取組を推進した。【環境省】</p> <p>(2) 建設系廃プラスチックの分別や再資源化に関する関係団体からのヒアリングを実施した。【国土交通省】</p>	<p>(1) 引き続き、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、建設分野においても、プラスチック排出事業者による発生抑制・再資源化等の取組を推進していく。【環境省】</p> <p>(2) 関係業界等と連携しつつ、今後の必要な取組について検討していく。【国土交通省、環境省】</p>
<p>57. 循環経済への移行の推進に向けて、建設リサイクル分野においては、建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、水平リサイクルの推進や CO2 排出抑制等のリサイクルの質の向上や需要拡大のための取組を推進する。また、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理を推進する。</p>	<p>57. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を実施した。【国土交通省】</p> <p>(2) 建設発生土等の情報交換システムを一体化し、官民一体となった相互有効利用のマッチングの強化を実施した。【国土交通省】</p> <p>(3) 地域で排出され、焼却・埋立てされている複合素材（金属・木材・プラスチック等）のうち建設廃棄物などの資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化の取組を支援した。【環境省】</p>	<p>57. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、技術検証等を行ったうえで、再生骨材の利用拡大の検討を実施していく。【国土交通省】</p> <p>(2) 実証を通じて得られた知見や事業スキームを基に、建設廃棄物等の地域内資源循環の社会実装に向けた取組を進めてきた。今後は、事業モデルの類型化や再生材利用の促進、マッチング機能による事業者間連携の強化等を通じ、持続的に機能する地域資源循環モデルの構築を推進していく。【環境省】</p>
<p>58. 将来、建設副産物の発生量が増加する一方で、民間シンクタンクの見込みでは、住宅着工戸数は減少すると予想されていること等を踏まえ、建設副産物が適切に再資源化等されるよう再生材の新規用途の開拓や拡充等を促進する。また、既存のインフラについては、その再配置、更新、改修等に当たっては、長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進、バリアフリー性の向上等のストックの価値向上を図る。長期にわたって使用可能な質が高く持続可能な住宅・不動産ストックを形成するため、税制上の特例措置の活用等による長期優良住宅認定制度の普及や、古民家を含めた状態が良好な既存建築物や古材について、地域活性化のための宿泊・交流施設としてリノベーションを行う、医療・介護施設として利用するなど、その有効活用を図る。</p>	<p>58. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 国土交通省、地方公共団体、関係業界団体により構成される建設副産物リサイクル広報推進会議は、建設リサイクルの推進に有用な技術情報等の周知・伝達、技術開発の促進、一般社会に向けた建設リサイクル活動の PR や 2020 年 9 月に策定・公表された「建設リサイクル推進計画 2020～質を重視するリサイクルへ～」等の周知等を目的として、2024 年度は「2024 建設リサイクル技術発表会・技術展示会」を開催した。【国土交通省】</p> <p>(2) 既存インフラ長寿命化については、定期点検を確実にし、緊急度に応じて事前に対策を講じることで、長寿命化を図る「予防保全型インフラメンテナンス」への早期転換を推進した。【国土交通省】</p> <p>(3) 税制上の特例措置の活用等により、長期優良住宅認定制度の普及を図った。【国土交通省】</p>	<p>58. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、「予防保全型インフラメンテナンス」への早期転換を推進していく。【国土交通省】</p> <p>(2) 引き続き、税制上の特例措置の活用等により、長期優良住宅認定制度の普及を図る。【国土交通省】</p>
<p>59. 港湾工事等で発生する浚渫（しゅんせつ）土砂やスラグ等の産業副産物を有効活用したブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出、覆砂及び深掘跡の埋め戻しにより、水質浄化や生物多様性の確保等の海域環境の改善、海洋生態系が吸収する炭素（ブルーカーボン）を活用した新たな吸収源対策の推進及び最終処分場への投入や海洋投入による土砂等の処分量の削減を図る。</p>	<p>59. の取組について次のとおり。</p> <p>水質浄化機能、生物多様性の確保及び地球温暖化対策の観点から、自然海岸、ブルーインフラの適切な保全・再生・創出を促進するための事業や、それらを通じたブルーカーボンに係る取組等を推進した。具体的には、港湾工事等で発生する浚渫土砂等を有効活用して、釧路港においては防波堤背後に盛土を造成して藻場を形成し、尾道糸崎港においては人工干潟を造成した。横浜港においては失われた生態系の機能を補完する生物共生型港湾構造物を整備した。また、覆砂等による底質環境の改善及び貧酸素水塊が発生する原因の一つである深掘跡について埋め戻しを東京湾、伊勢湾及び大阪湾において実施した。【国土交通省】</p>	<p>59. の取組について次のとおり。</p> <p>沿岸域において、水質浄化機能、生物多様性の確保及び地球温暖化対策の観点から重要な役割を果たす藻場が、近年深刻化している磯焼けによって減少・消失していることが大きな課題となっている。また、過去の港湾工事等によって形成された深掘跡が現在も残存し、これに起因する貧酸素水塊の発生が依然として課題となっている。</p> <p>引き続き、港湾工事等で発生する浚渫土砂やスラグ等の産業副産物を有効活用してブルーインフラを保全・再生・創出し、ブルーカーボン生態系を活用した CO2 吸収源対策を推進する。また、覆砂等による底質環境の改善及び貧酸素水塊が発生する原因の一つである深掘跡の埋め戻しを推進する。【国土交通省】</p>
<p>60. 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパーフェニックス）を推進する。</p>	<p>60. の取組について次のとおり。</p> <p>首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパーフェニックス）を推進しており、広島港において建設発生土の受入れを実施した。【国土交通省】</p>	<p>60. の取組について次のとおり。</p> <p>首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる、港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパーフェニックス）についても引き続き推進する。【国土交通省】</p>

	省】	
6 1. 改正空家等対策特別措置法（2023 年 12 月施行）に基づき、空き家の適切な管理を促すとともに、空家等活用促進区域の設定や空家等管理活用支援法人の指定等により、空き家の活用を促進する。	6 1. の取組について次のとおり。 改正空家等対策特別措置法（2023 年 12 月施行）に基づき、空き家の適切な管理を促すとともに、空家等活用促進区域の設定や空家等管理活用支援法人の指定等による空き家の活用を促進した。【国土交通省】	6 1. の取組について次のとおり。 引き続き、改正空家等対策特別措置法（2023 年 12 月施行）に基づき、空き家の適切な管理を促すとともに、空家等活用促進区域の設定や空家等管理活用支援法人の指定等による空き家の活用を促進する。【国土交通省】
6 2. （再掲）分別解体の更なる促進等により建設混合廃棄物の発生量をできるだけ低減するとともに、建設混合廃棄物を含め建設廃棄物の再資源化を促進する措置を講じることで、最終処分される建設廃棄物の量を低減する。また、アスベスト等の有害物質を含むものについては、適切な分別及び処理を徹底する。	6 2. の取組について次のとおり。（再掲） （1）関連機関と連携し、解体工事における建設副産物の現場分別や処理状況、中間処理施設における混合廃棄物処理の実態把握を行った。【国土交通省】 （2）また、アスベスト等の有害物質の適正処理について、ポスターやパンフレットによる周知を実施した。【国土交通省】	6 2. の取組について次のとおり。（再掲） （1）実態を踏まえ、民間企業も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別の徹底を促進する。【国土交通省】 （2）また、アスベスト等の適正処理に関して、ポスターやパンフレットによる周知は有害物質の適切な分別及び処理の徹底に寄与すると考えられるため、継続して周知に取り組む。【国土交通省】
6 3. （再掲）石膏ボードや建設系廃プラスチックの再資源化、建設資材に関する環境配慮設計等を促進するため、制度の活用等を含め、必要な措置を講じる。	6 3. の取組について次のとおり。（再掲） （1）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、建設分野においても、プラスチック排出事業者による発生抑制・再資源化等の取組を推進した。【環境省】 （2）建設系廃プラスチックの分別や再資源化に関する関係団体からのヒアリングを実施した。【国土交通省】	6 3. の取組について次のとおり。（再掲） （1）引き続き、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、建設分野においても、プラスチック排出事業者による発生抑制・再資源化等の取組を推進していく。【環境省】 （2）関係業界等と連携しつつ、今後の必要な取組について検討していく。【国土交通省、環境省】
6 4. （再掲）循環経済への移行の推進に向けて、建設リサイクル分野においては、建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、水平リサイクルの推進や CO2 排出抑制等のリサイクルの質の向上や需要拡大のための取組を推進する。また、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理を推進する。	6 4. の取組について次のとおり。（再掲） （1）建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を実施した。【国土交通省】 （2）建設発生土等の情報交換システムを一体化し、官民一体となった相互有効利用のマッチングの強化を実施した。【国土交通省】 （3）地域で排出され、焼却・埋立てされている複合素材（金属・木材・プラスチック等）のうち建設廃棄物などの資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化の取組を支援した。【環境省】	6 4. の取組について次のとおり。（再掲） （1）建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、技術検証等を行ったうえで、再生骨材の利用拡大の検討を実施していく。【国土交通省】 （2）実証を通じて得られた知見や事業スキームを基に、建設廃棄物等の地域内資源循環の社会実装に向けた取組を進めてきた。今後は、事業モデルの類型化や再生材利用の促進、マッチング機能による事業者間連携の強化等を通じ、持続的に機能する地域資源循環モデルの構築を推進していく。【環境省】
6 5. （再掲）将来、建設副産物の発生量が増加する一方で、民間シンクタンクの予測では、住宅着工戸数は減少すると予想されていること等を踏まえ、建設副産物が適切に再資源化等されるよう再生材の新規用途の開拓や拡充等を促進する。また、既存のインフラについては、その再配置、更新、改修等に当たっては、長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進、バリアフリー性の向上等のストックの価値向上を図る。長期にわたって使用可能な質が高く持続可能な住宅・不動産ストックを形成するため、税制上の特例措置の活用等による、長期優良住宅認定制度の普及や、古民家を含めた状態が良好な既存建築物や古材について、地域活性化のための宿泊・交流施設としてリノベーションを行う、医療・介護施設として利用するなど、その有効活用を図る。	6 5. の取組について次のとおり。（再掲） （1）国土交通省、地方公共団体、関係業界団体により構成される建設副産物リサイクル広報推進会議は、建設リサイクルの推進に有用な技術情報等の周知・伝達、技術開発の促進、一般社会に向けた建設リサイクル活動の PR や 2020 年 9 月に策定・公表された「建設リサイクル推進計画 2020～質を重視するリサイクルへ～」等の周知等を目的として、2024 年度は「2024 建設リサイクル技術発表会・技術展示会」を開催した。【国土交通省】 （2）既存インフラ長寿命化については、定期点検を確実にを行い、緊急度に応じて事前に対策を講じることで、長寿命化を図る「予防保全型インフラメンテナンス」への早期転換を推進した。【国土交通省】 （3）税制上の特例措置の活用等により、長期優良住宅認定制度の普	6 5. の取組について次のとおり。（再掲） （1）引き続き、「予防保全型インフラメンテナンス」への早期転換を推進していく。【国土交通省】 （2）引き続き、税制上の特例措置の活用等により、長期優良住宅認定制度の普及を図る。【国土交通省】

	及を図った。【国土交通省】	
66. 建築分野における CLT 等の木材再利用の方策を検証するほか、普及促進に向けた関連情報等の整理を行う。	66. の取組について次のとおり。 委託事業において、CLT を使用した大規模仮設建築物を解体し、具体的な建築物への再利用を想定したモデルにおいて、一定条件における輸送距離や加工歩留まりを考慮しても省 CO2 効果があることを確認した。また、屋内環境で使用された CLT であれば、一定の品質確認を行うことで再利用可能であることを確認した。【環境省】	66. の取組について次のとおり。 再利用建材の由来をレガシーとして評価するなど、他の非経済的メリットを明確にしていくとともに、再利用材の発生場所から再利用場所への輸送距離や再利用時の加工の必要性やその程度によって、省 CO2 効果に差があることが想定されるため、具体的な事例の調査を実施していく。【環境省】
67. 国際的な環境対策の動きを踏まえ、自動車向けプラスチック再生材の供給拡大に向けて、業界横断的なマテリアルフロー分析等の調査、高品質な再生材を供給するための廃プラスチック等の設備・装置の導入支援や実証事業等を行う。	67. の取組について次のとおり。 我が国の自動車向け再生プラスチックの市場構築を実現するため、2024 年 11 月、環境省は、経済産業省と連携し、産官学からなる「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」を立ち上げた。産官学コンソーシアムでは、これまで連携が十分でなかった自動車製造業から資源循環産業までのサプライチェーンを横断する業界団体が一堂に会し、有識者の参画を得て、自動車向けの再生プラスチック市場構築を通じた我が国の関連産業の目指す姿や、動静脈連携に基づく取組（設備投資や実証事業）の必要性、そして、その実現に向けた国の支援策等について議論し、2025 年 3 月末に「自動車向け再生プラスチック市場構築アクションプラン」を取りまとめ、自動車向け再生プラ等供給量目標を設定した。2025 年 10 月末に開催した令和 7 年度の産官学コンソーシアムでは、供給量目標達成に向けた自動車向け再生プラスチック集約拠点の必要性について関係者間で共通認識が得られた。また、プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入、及び再生材の品質評価のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入の支援を行った。【経済産業省、環境省】	67. の取組について次のとおり。 自動車等向け再生プラスチック集約拠点は、まだ構想について共通認識が得られた段階であるため、2026 年度は全国で数か所のコンソーシアムを形成し、自動車等向け再生プラスチック集約拠点の実装に向けたビジネスモデルの検討を行う予定。また、プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入、及び再生材の品質評価のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入の支援についても引き続き実施し、国内における再生プラスチック市場構築に向けて取組を進めていく。【経済産業省、環境省】
68. 使用済自動車全体の資源循環における温室効果ガス排出量を削減するため、解体・破碎段階で回収される部品・素材等を含め現在の排出実態を早急に把握し、排出削減対策等の必要な施策を講じていく。	68. の取組について次のとおり。 (1) 使用済自動車全体の資源循環における温室効果ガス排出量を削減するため、環境省において 2022 年度から「自動車リサイクルのカーボンニュートラル及び 3R の推進・質の向上に向けた検討会」を開催し、解体・破碎業者向け温室効果ガス排出量削減の手引き及び自動車リサイクルにおけるカーボンニュートラルに向けた事業者等の取組一覧を取りまとめた。【環境省】 (2) これらの取組について、2025 年 9 月に開催した中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、具体的取組とフォローアップとして報告した。【経済産業省、環境省】	68. の取組については次のとおり。 (1) 2025 年は自動車リサイクル法施行後 20 年に当たり、審議会において、制度の見直しの必要性について検討する予定。今後とりまとめられる予定の報告書に基づき、各種取組を推進していく。【経済産業省、環境省】
69. 自動車のライフサイクル全体の脱炭素化だけでなく、使用済み自動車の解体・破碎・ASR 処理プロセスからなる自動車リサイクルプロセスについても、脱炭素化（実質排出ゼロ）を目指していく。	69. の取組について次のとおり。 使用済自動車の解体・破碎段階におけるプラスチックやガラスの資源回収を強化するため、資源回収インセンティブ制度を令和 8 年 4 月から開始することとし、参画する意思のある事業者等が制度に対する理解を深め、取組を円滑に進めるため、環境省及び経済産業省は 2025 年 3 月にガイドラインを策定した。【経済産業省、環境省】	69. の取組については次のとおり。 2025 年は自動車リサイクル法施行後 20 年に当たり、審議会において、制度の見直しの必要性について検討する予定。今後とりまとめられる予定の報告書に基づき、各種取組を推進していく。【経済産業省、環境省】
70. 自動車リサイクルによる自動車のライフサイクルシステム	70. の取組について次のとおり。	70. の取組については次のとおり。

<p>全体への温室効果ガスの削減効果、電動化の推進等に伴う自動車リサイクルの関連事業者に及ぼす影響や蓄電池の排出の状況等についても分析を進め、自動車リサイクル分野における脱炭素戦略を検討していく。</p>	<p>(1) 使用済自動車全体の資源循環における温室効果ガス排出量を削減するため、環境省において2022年度から「自動車リサイクルのカーボンニュートラル及び3Rの推進・質の向上に向けた検討会」を開催し、解体・破砕業者向け温室効果ガス排出量削減の手引き及び自動車リサイクルにおけるカーボンニュートラルに向けた事業者等の取組一覧を取りまとめた。 【環境省】</p> <p>(2) これらの取組について、2025年9月に開催した中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、具体的取組とフォローアップとして報告した。 【経済産業省、環境省】</p>	<p>(1) 2025年は自動車リサイクル法施行後20年に当たり、審議会において、制度の見直しの必要性について検討する予定。 今後とりまとめられる予定の報告書に基づき、各種取組を推進していく。 【経済産業省、環境省】</p>
<p>7 1. (再掲) 幅広い製品に内蔵されている電池について、関係主体による安全性・資源性・経済性が同時達成できる回収網の充実化を支援するとともに、有用金属回収の観点も加味した適正なリユース・リサイクル・処分のためのシステム構築を推進する。とりわけ、小型二次電池について、引き続き、資源有効利用促進法に基づく生産者による安全な回収及び再資源化の推進を行う。</p>	<p>7 1. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) リチウムイオン電池については、使用及び廃棄時の火災を防止し、重要鉱物資源の回収・再資源化を推進するため、関係省庁が緊密な連携を図りつつ必要な対応を検討する対策関係省庁連絡会議を令和7年に設置し、製造・輸入・販売時、使用時、廃棄時、処理・再利用時に至る各段階で、関係省庁が必要な取組を総動員する「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を策定した。 【環境省】</p> <p>(2) 資源有効利用促進法においては、小形二次電池(ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウム蓄電池及び密閉形鉛蓄電池)の回収及び再資源化を製造等事業者に対して義務付けており、令和5年度実績として、ニカド蓄電池808トン、ニッケル水素蓄電池339トン、リチウム蓄電池725トン、密閉型鉛蓄電池540トンを回収している。また、再資源化率は、ニカド蓄電池76.4%、ニッケル水素蓄電池76.6%、リチウム蓄電池60.8%、密閉型鉛蓄電池50.0%と、すべて法定目標を達成している。 【経済産業省】</p>	<p>7 1. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) 「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づき、関係省庁で取組の進捗状況等を確認しつつ、リチウムイオン電池の火災事故防止と資源循環の構築に向け取り組んでいく。 【環境省】</p> <p>(2) 小型二次電池の再資源化については、現状法定目標を達成しているところ、重要鉱物に関する国際動向や政府全体の方針も踏まえつつ、引き続き製造事業者及び輸入販売事業者の自主回収・再資源化の促進に向けて取組を進めていく。 【経済産業省】</p>
<p>7 2. 家電4品目に関しては、特に廃家庭用エアコンについて、家電リサイクル法の確実な施行や普及啓発等により、その回収を推進し、資源価値が高いアルミや銅及び温暖化係数の高いフロン類の回収量を増加させる。</p>	<p>7 2. の取組について次のとおり。</p> <p>特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)に基づき、家庭用エアコン、電気冷蔵庫・冷凍庫及び電気洗濯機・衣類乾燥機からのフロン類の適切な回収を進めた。また、家電4品目全てにおいて法定基準を超えた高い再商品化率を達成しており、廃家電の回収率を向上させることで各資源の回収量の増加を促進している。 【経済産業省、環境省】</p>	<p>7 2. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き製造業者等による再商品化率が法定基準を満たしていることを確認していく。</p> <p>(2) 廃家電の回収率向上については、「特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン」に基づき各種取組を推進していく予定。 【経済産業省、環境省】</p>
<p>7 3. 「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、2030年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定される太陽光発電設備については、リユースやリサイクルを促進・円滑化するために、義務的リサイクル制度の活用を含め引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな仕組みの構築に向けて検討を進めていく。また、風力発電設備については、発電事業者によって確実に撤去されるための方法やリサイクル技術の開発等の必要な取組を検討する。その他の再生可能エネルギー発電設備についても廃棄・リサイクルに関する課題の整理を行い、必要な対応を検討していく。</p>	<p>7 3. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 2024年9月から、中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ合同会議(以下「合同会議」という。)において、太陽光パネルの廃棄・リサイクルに係る新たな仕組みについて議論し、2025年3月に「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、環境省及び経済産業省において検討を行い、2026年1月に開催された合同会議で、太陽光パ</p>	<p>7 3. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 太陽光パネルのリサイクルを推進するため、早期に法案を国会に提出することを目指すとともに、技術開発・設備導入等の予算措置や、2025年11月に施行した再資源化事業等高度化法等により、リサイクル費用の低減と体制整備を進めていく。 【経済産業省、環境省】</p> <p>(2) 風力発電設備のリサイクル技術の確立に向けては、引き続き国内資源循環に向けて、繊維強化プラスチック等の再資源化に対する技術開発・設備導入支援を続けていく。 【環境省】</p>

	<p>ネルのリサイクルに関する制度の検討状況を報告した。【経済産業省、環境省】</p> <p>(2) 風力発電設備の適正な廃棄等を促すため、再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度の対象とすることについて、2025年9月の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において議論し、取りまとめを行った。加えて、風力発電設備のリサイクル技術の確立に向けては、風車本体の主な素材である鉄や銅等の金属のリサイクルルートは既に確立している一方、風車のブレードに使われる繊維強化プラスチックについては素材の特性上リサイクルが難しいことを踏まえ、2022年から2023年にかけて「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」による繊維強化プラスチックのリサイクル技術の実証を行い、2024年7月には、実証を行った風車ブレードのリサイクルに取り組む事業者に対して、プラスチック資源循環促進法に基づく再資源化事業計画の認定を行った。【経済産業省、環境省】</p> <p>(3) その他の再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルについても、2024年度に実態把握のための調査を実施した。【環境省】</p>	
<p>74. 急速に普及が進む太陽光発電設備、リチウム蓄電池、炭素繊維強化プラスチック等の新製品・新素材についての3R・資源循環に関する技術開発・設備導入を支援する。</p>	<p>74. の取組について次のとおり。</p> <p>太陽光発電設備、リチウム蓄電池、及び炭素繊維強化プラスチックについて、「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」において、リチウム蓄電池からのレアメタル回収や太陽光パネルのガラスリサイクルに関する技術開発実証などを行った。また「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業」において、リチウム蓄電池の破碎・選別設備や、太陽光パネルのリサイクルに対する設備導入支援を実施した。【環境省】</p>	<p>74. の取組について次のとおり。</p> <p>引き続き、国内資源循環に向けて、太陽光発電設備、リチウム蓄電池、及び炭素繊維強化プラスチック等の再資源化に対する技術開発・設備導入支援を続けていく。【環境省】</p>
<p>75. 急速に普及が進むリチウム蓄電池、炭素繊維強化プラスチック等の新製品・新素材について、資源循環に関する技術開発・設備導入を支援するとともに、適正なリユース・リサイクル・処分のためのシステム構築を推進する。とりわけ、小型リチウム蓄電池について、引き続き、資源有効利用促進法に基づく生産者による回収及び再資源化の推進を行うとともに、再資源化率の向上に係る取組を促進する。</p>	<p>75. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) リチウム蓄電池及び炭素繊維強化プラスチックについて、「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」において、リチウム蓄電池のリサイクルやリユースに関する技術開発実証などを行った。また「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業」において、リチウム蓄電池の破碎・選別設備に対する設備導入支援を実施した。【環境省】</p> <p>(2) 資源有効利用促進法では、2001年4月から小形二次電池（ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウム蓄電池及び密閉形鉛蓄電池）の回収及び再資源化を製造等事業者に対して義務付け、再資源化率をニカド蓄電池 60%以上、ニッケル水素蓄電池 55%以上、リチウム蓄電池 30%以上、密閉形鉛蓄電池 50%以上とそれぞれ定めて、リサイクルを推進。2023年度における小形二次電池（携帯電話・PHS用のものを含む。）の再資源化の状況は、ニカド蓄電池の処理量が808トン（再資源化率76.4%）、ニッケル水素蓄電池の処理量が339トン（同76.6%）、リチウム蓄電池の処理量が725トン（同</p>	<p>75. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、国内資源循環に向けて、リチウム蓄電池及び炭素繊維強化プラスチック等の再資源化に対する技術開発・設備導入支援を続けていく。【環境省】</p>

	60.8%)、密閉形鉛蓄電池の処理量が540トン(同50.0%)となった。【経済産業省】	
76. 蓄電池(特にリチウム蓄電池)については、自由な経済取引に基づき売却されるため、引き続き工場等から発生する端材や不良品、使用済蓄電池の回収やリサイクルの実態について調査を実施していくとともに、3Rに関する技術開発・設備導入を支援することで、適正なリユース・リサイクルのためのシステム構築を推進する。	76. の取組について次のとおり。 リチウム蓄電池について、「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」において、リチウム蓄電池のリサイクルやリユースに関する技術開発実証などを行った。また「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業」において、リチウム蓄電池の破碎・選別設備に対する設備導入支援を実施した。【環境省】	76. の取組について次のとおり。 引き続き、国内資源循環に向けて、リチウム蓄電池等の再資源化に対する技術開発・設備導入支援を続けていく。【環境省】
77. 家庭から廃棄される衣類の量について2030年度までに2020年度比で25%削減を目指す。諸外国の規制の動向を注視しつつ、供給量の適正化を進める取組も視野に、売れ残り商品の量・処分方法等に係るアパレル企業の情報開示や、使用済衣類の利用促進に向けた、リペア等による長寿命化の促進、適正なリユース・リサイクルのための設計、製造、販売から分別、回収における資源循環システムの構築の検討等の官民連携ルールづくりの検討及び効果的な情報発信等を行う。	77. の取組について次のとおり。 経済産業省及び環境省は、2023年1月に「繊維製品における資源循環システム検討会」を立ち上げ、「回収」「分別・再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズにおける、繊維製品の資源循環システムの構築に向けた課題の整理と取組の方向性を議論し、同年9月にその報告書を取りまとめた。これを受け、経済産業省では、産業構造審議会繊維産業小委員会において取り組むべき具体的な政策について議論を行い、2024年6月に、「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」、「繊維製品における資源循環ロードマップ」を策定・公表。また、2024年3月には「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」、同年6月に「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」をそれぞれ策定し、ガイドラインの普及に向けた取組を推進している。 さらに、経済産業省及び環境省では、企業と家庭から排出される衣類の量も含めた各種ロードマップの進捗の把握、リサイクル技術等の開発、グリーン購入法の調達基準の改定等に取り組むとともに、環境省では、使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の実施等の取組を、経済産業省では、情報流通PF構築の検討や、標準化等の取組を進めている。【経済産業省、環境省】	77. の取組について次のとおり。 環境省は、家庭から廃棄される衣類の量について2030年度までに2020年度比で25%削減すべく、「循環型ファッションの推進に向けたアクションプラン」を2026年3月に策定し、経済産業省、消費者庁等の関係省庁との連携のもと、衣類回収の強化や、衣類を長く大切に使う機運の醸成等の施策を行う。【経済産業省、環境省】
78. 衣類の資源循環を推進するため、使用済衣類を素材ごとに選別・分離する技術の開発を進める。	78. の取組について次のとおり。 経済産業省及び環境省は、リサイクル技術等の開発等に取り組むとともに、環境省では企業と家庭から排出される衣類の量の把握、使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の実施等の取組を進めている。【経済産業省、環境省】	78. の取組について次のとおり。 経済産業省及び環境省は、繊維 to 繊維リサイクルによる資源循環に向けた技術開発等を進めるとともに、衣類回収システムの更なる強化を行う。【経済産業省、環境省】
79. 衣類のリサイクルや長寿命化、製造工程での二酸化炭素排出・水使用の抑制等についてまとめた「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」(令和6年3月策定)を普及させ、環境配慮の取組を促進する。	79. の取組について次のとおり。 2024年3月には「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」に加え、同年6月に「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」を策定し、普及に向けた取組を進めている。【経済産業省】	79. の取組について次のとおり。 「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」、「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」の更なる普及・啓発活動を進める。【経済産業省】

5.3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

(第五次循環型社会形成推進基本計画 5. 国の取組の項目)	計画策定から現在までの進捗状況	課題及び今後の取組方針
<p>1. 地域循環共生圏を始めとする地域循環システムの構築を通し、地域における雇用機会の拡大や地域住民の生活の質の向上にもつながる循環経済への移行やこれによる地方創生の実現に向けた取組、健全な資源循環ビジネスの創出を支援する。また、地方公共団体、企業や金融機関、市民、大学等の地域の積極的な取組を引き出し、循環資源の特性を踏まえて最適な規模で地域毎に資源循環のネットワーク形成を主導できる中核的な人材を育成するとともに、住民の間でのネットワーク形成に資する取組を積極的に支援することで、地域循環システムの構築を介した地域コミュニティの再生・活性化や地域文化の醸成を後押しし、横展開を図る。</p>	<p>1. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 令和7年度より「地域の資源循環促進支援事業」により、自治体の資源循環の診断、ビジョン作成を支援し、自治体と企業が連携したモデル実証を支援しているところ。当該事業に参加する者を地域の特色に応じた資源循環の取組を促進する中核人材として育成を進めている。【環境省】</p> <p>(2) 地域循環共生圏の創造に向け、環境・社会・経済を統合的に向上する事業（ローカル SDGs 事業）を継続的に創出する地域プラットフォームを地域に実装すべく、2024年度より中間支援体制の構築（延べ30件）及び経済社会構造の移行への対応モデル（地域トランジションモデル）の構築（延べ3件）等を実施している。【環境省】</p>	<p>1. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) それぞれの地域における循環資源の特性を踏まえた取組ができるように、自治体や企業が協力して、様々な事例の創出を推進する。そのため、令和7年度に創出した資源循環自治体フォーラムなどを活用し、先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチングを実施し、新規ビジネスの創出も支援することで、地域課題の解決と地域経済活性化・地方創生につなげていく。また、地域資源を推進するにあたっての地方環境事務所の役割が重要になることも踏まえ、地域の関係者との連携も強化していく。【環境省】</p> <p>(2) 地域循環共生圏の考え方に沿った具体的な取組を行っている地方公共団体の数は着実に増加している一方、日本全体の持続可能性の観点からまだ十分ではない。そのため、引き続き中間支援体制の構築や経済社会構造の移行への対応モデルの構築を進めるとともに、情報発信や機会・ツールの提供等を通じて地域循環共生圏の担い手の拡大及び取組前進に寄与する。【環境省】</p>
<p>2. 地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等地域課題の解決や地方創生の実現に向け、下記の取組の地域産業としての育成につながるよう取組を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料システムにおける食品ロス削減や食品リサイクル等による資源を最大限活用するための取組</li> <li>・使用済製品等のリユースに関する取組・有機廃棄物（生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・下水汚泥）や未利用資源等のバイオマス資源の肥料、エネルギー等としての循環利用</li> <li>・プラスチックや金属資源等の資源循環の取組</li> <li>・使用済紙おむつのリサイクルなどの取組</li> <li>・環境と調和のとれた持続可能な農林水産業</li> </ul>	<p>2. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 使用済製品等のリユースに関する取組については、各種調査やモデル実証事業の実施、有識者による検討会の開催等を行っている。【環境省】</p> <p>(2) 有機廃棄物（生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・下水汚泥）や未利用資源等のバイオマス資源のリサイクルや熱回収等に対し、技術開発や設備導入に対する財政支援を実施した。【環境省】</p> <p>(3) 食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域において取組が促進されるよう、食品ロス削減推進表彰を実施した。【消費者庁、環境省】</p> <p>(4) プラスチックや金属資源等の資源循環の取組については、省CO2で処理できる高度なリサイクルや、脱炭素に資する先進的な資源循環技術・設備に対し、技術開発支援や設備導入支援を実施した。【環境省】</p>	<p>2. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 使用済製品等のリユースに関する取組については、令和7年度中に策定予定の「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づき、効果的な施策を推進する。【環境省】</p> <p>(2) 引き続き、有機廃棄物や未利用資源等のバイオマス資源については、技術開発や設備導入への支援を通じて、再資源化や循環利用等を進めていく。【環境省】</p> <p>(3) 引き続き、消費者等に対し広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組に対して表彰を行っていく。【消費者庁、環境省】</p> <p>(4) プラスチックや金属資源等の資源循環の取組については、引き続き、国内資源循環に向けて、金属などの再資源化に対する投資促進支援を続けていく。【環境省】</p>
<p>3. CEREPに基づき、国際機関や民間企業等と連携しつつ、バリューチェーンレベルの循環性指標や環境負荷削減効果の推計方法及び企業レベルでの循環性指標や情報開示手法等を整備する。当該指標や評価手法等の運用実績を国内で蓄積しつつ、国際的なルール作りや標準化につなげる。これにより企業による循環経済の取組が評価される環境を整備し、そうした企業への投資を促進する。また、地域資源を活用して地域の課題解決に取り組もうとする地域金融機関の支援や、グリーンファイナンスに関するガイドラインの充実化、</p>	<p>3. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 環境省は、G7サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」に基づき、国際機関や民間企業とも連携し、資源循環分野の国際ルール形成を進めている。2024年11月には「資源循環に関する企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」を立ち上げ、検討会で策定した草案はWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が開発する国際的な情報開示の枠組みであるGCP（グローバル循環プロトコル）へ反映し、GCP初版の公表は環境省の主導にて</p>	<p>3. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 日本企業・金融機関の意向を踏まえた循環性の情報開示スキームがグローバルスタンダードとなるよう継続的にルール形成・指標開発に貢献していきたい。【環境省】</p> <p>(2) ESG地域金融の裾野を更に拡大するため、資源循環を含めた多様な環境課題に係るモデル創出や開示支援を通して、サプライチェーンを支える地域金融機関を支援する。また、市場参加者とのコミュニケーションや情報収集・発信機能の強化に取り組むことで、資源循環を含むグリーンプロジェクトへの</p>

<p>金融機関、資金調達者を対象とした環境投融资促進のための市場環境整備の支援を行う。これらにより循環経済ビジネスに関する ESG 金融の促進を図る。</p>	<p>2025 年 11 月に COP30 の日本パビリオンにおいて実施した。また、「国際標準化戦略及びバリューチェーンの循環性指標等の開発に係る検討会」も 2024 年 11 月より立ち上げ、10 のバリューチェーンにおける指標に係るロングリストの取りまとめや重要性の大きい指標の開発・ケーススタディを実施している。【環境省】</p> <p>(2) 地域金融機関における ESG 地域金融の実践を後押しするため、ESG 地域金融の普及・促進事業による伴走支援を実施（2024 年度 7 件、2025 年度 5 件採択）、その成果を事例集として公表している。また、資源循環分野を含むグリーンプロジェクトを資金使途としたグリーンボンド等に関し、グリーンプロジェクト等の例示リストである付属書 1 別表（グリーンリスト）の拡充により国内への普及に向けた取組を進めている。さらに、国内におけるグリーンボンド等による資金調達を促進するため、グリーンボンド等による資金調達に係る追加的費用の補助を実施している。加えて、「ESG 金融ハイレベル・パネル」や「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」の開催等を通じて、ESG 金融の普及・促進を図っている。【環境省】</p>	<p>資金需要を把握し、グリーンリストの拡充や、グリーンボンド等による資金調達に係る追加的費用の補助を実施する。さらに、「ESG 金融ハイレベル・パネル」や「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」の継続的な開催等を通じて、資源循環を含む ESG 金融の普及・促進を図る。【環境省】</p>
<p>4. 技術やノウハウの不足、コストの課題を抱える中小・中堅企業の取組を支援するため、地域経済を巻き込んだ支援体制の整備、産官学連携による資源循環ビジネスを推進する。</p>	<p>4. の取組について次のとおり。 CPs において、地域循環モデル構築ワーキンググループ (WG) にて、地域循環のあり方と実情を比較した際に確認できるギャップ（地域内での循環の最適化、地域同士の広域連携、環境配慮製品・サービスへの需要創出）を意識し、その差を埋められる地域循環モデルを構築し、地域循環の実現を目指している。地域循環モデル構築に向けた目的の策定や地域循環の実現に向け参照できる地域循環モデルや地域 CE 指標の素案策定を行い、地域循環モデルの実証・実装を実施している。【環境省】</p>	<p>4. の取組について次のとおり。 引き続き、地域循環の構築に必要な情報一式、地域 CE 指標を活用した実証・実装の推進を図り、地域循環の実現を目指していく。【環境省】</p>
<p>5. 自治体におけるサーキュラーエコノミーの取組を加速し、サーキュラーエコノミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル (循環経済産業の拠点創出や広域的な資源の循環ネットワークの形成等を含むモデル)」の構築等を実施する。</p>	<p>5. の取組について次のとおり。 「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」の活用や、全市町村からなる資源循環自治体フォーラムの創設により、各地域の事業者、自治体、大学機関、市民の連携を促進。地域で資源循環のネットワーク形成を主導できる中核人材を育成するとともに、モデル地域を創出するなど、地域特性を生かした循環型の取組の創出と実装の加速を支援。【経済産業省、環境省】</p>	<p>5. の取組について次のとおり。 引き続き、CPs の活用や資源循環自治体フォーラムの開催により、各経済圏での連携を促進する。 また、育成した人材を活用した取組や、更なる循環型の取組の実装に向けた支援を推進していく予定。【経済産業省、環境省】</p>
<p>6. 地域における循環経済への移行を促し、地方創生を実現するため、これから取組を始める自治体等のためのガイドンスを作成するとともに、当該自治体における取組を牽引できる専門人材の育成を支援する。また、先行自治体の知見を広く共有できる場を設けるとともに、優良事例の共有など各自治体における取組の具体化に資する情報提供を実施する。</p>	<p>6. の取組について次のとおり。 令和 7 年度より「地域の資源循環促進支援事業」により、自治体の資源循環の診断、ビジョン作成を支援し、自治体と企業が連携したモデル実証を支援しているところ。当該事業において、資源循環の取組を始める自治体等のためのガイドンスを作成するとともに、参加する者を地域の特色に応じた資源循環の取組を促進する中核人材として育成を進めている。 また、先行自治体の知見を広く共有できる場として、令和 7 年度に資源循環自治体フォーラムを創設し、全国で 7 回フォーラムを開催し、現地と WEB 参加合わせて 2,000 名を超える自治体や企業の方な</p>	<p>6. の取組について次のとおり。 それぞれの地域における循環資源の特性を踏まえた取組ができるように、自治体や企業が協力して、様々な事例の創出を推進する。そのため、令和 7 年度に創出した資源循環自治体フォーラムなどを活用し、先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチングを実施し、新規ビジネスの創出も支援することで、地域課題の解決と地域経済活性化・地方創生につなげていく。【環境省】</p>

	<p>どに参加してもらい、優良事例の共有など各自治体や企業における取組の具体化に資する情報提供を実施している。【環境省】</p>	
<p>7. 製品の長期利用を推進するとともに、消費者の意識や行動の変容につなげるため、モデル事業から得られた成果を活用しながら、使用済製品等のリユース・リペア等を促進するために必要な措置を講じる。</p>	<p>7. の取組について次のとおり。 「使用済製品等のリユースに関するモデル実証事業」を実施している。優良事例を取りまとめ、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」の改訂を行い、モデルとなる事業の横展開を図っている。【環境省】</p>	<p>7. の取組について次のとおり。 引き続きモデル実証事業において優良な事業を創出し、幅広く横展開を図る。【環境省】</p>
<p>8. 持続可能な窒素管理の行動計画を策定し、地域における窒素の資源循環と、水・大気環境の保全・管理を統合的に推進する。</p>	<p>8. の取組について次のとおり。 2023 年から、関係省庁連絡会議と専門家による検討会を開催し、UNEA 決議で求められる持続可能な窒素管理の行動計画の策定に向けて議論・検討を進め、第六次環境基本計画（令和 6 年 5 月閣議決定）に基づき、2024 年 9 月に「持続可能な窒素管理に関する行動計画」を策定した。【環境省】</p>	<p>8. の取組について次のとおり。 「持続可能な窒素管理に関する行動計画」の実施と、窒素管理のプロジェクトの実現可能性調査を実施すると共に、その効果を検証し、我が国の窒素管理に係る知見や経験等をアジア諸国への展開に向けて整理する。【環境省】</p>
<p>9. 農林水産業は自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを享受する生産活動であることを踏まえ、有機農業を含む環境保全型農業や森林資源の循環利用、漁場環境の改善に資する養殖業等の環境と調和のとれた持続可能な農林水産業を推進する。また、農山漁村での営みにおいて発生するもみ殻や未利用間伐材等の未利用資源について、地域の実情に応じた活用を促進する。</p>	<p>9. の取組について次のとおり。 (1) 持続可能な農業生産の推進を図るため、化学肥料、化学農薬の使用を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い有機農業等の取組を支援する環境保全型農業直接支払を実施した。【農林水産省】 (2) 農山漁村地域に賦存するバイオマス・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する循環経済地域づくりに向けた取組を支援した。【農林水産省】 (3) エネルギー地産地消の実現に向けて、未利用資源等を活用したバイオマスプラント等の調査・設計・施設整備の取組や、既存木質バイオマス施設等における未利用資源等の混合利用によるエネルギーの利用促進の取組を支援した。【農林水産省】 (4) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援した。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援した。【農林水産省】 (5) 養殖業については、養殖漁場の改善を促進し、持続的な養殖生産の確保を図るため、持続的養殖生産確保法に基づく漁業協同組合等の「漁場改善計画」の策定を推進した。【農林水産省】</p>	<p>9. の取組について次のとおり。 (1) 持続可能な農業生産の推進を図るため、化学肥料、化学農薬の使用を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い有機農業等の取組を支援する環境保全型農業直接支払を実施する。【農林水産省】 (2) 農山漁村地域に賦存するバイオマス・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する循環経済地域づくりに向けた取組を支援する。【農林水産省】 (3) エネルギー地産地消の実現に向けて、未利用資源等を活用したバイオマスプラント等の調査・設計・実証・施設整備の取組や、既存木質バイオマス施設等における未利用資源等の混合利用によるエネルギーの利用促進の取組を支援した。【農林水産省】 (4) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援実施する。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援する。【農林水産省】 (5) 2019 年度 1 月末時点の全養殖生産量に占める漁場改善計画が策定された養殖漁場での生産量の割合は 9 割程度と高い水準であることから、この水準を維持するため、今後も持続的養殖生産確保法に基づく漁協等の「漁場改善計画」の策定を推進する。【農林水産省】</p>
<p>10. 環境と調和のとれた持続可能な食料システムの構築に向け、2021 年 5 月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため「みどりの食料システム戦略」を策定した。同戦略では、2050 年までに目指す姿として、温室効果ガス削減や化学農薬・化学肥料の使用低減など 14 の KPI を設定している。また、中間目標として、KPI2030 年目標を 2022 年 6 月に設定したところである。同戦略の具体的な取組としては、地域・未利用資源の一層の</p>	<p>10. の取組について次のとおり。 (1) 「みどりの食料システム法」に基づく生産者の計画認定については、2026 年 1 月末時点で 3 万 2,000 経営体以上が認定されている。また、事業者については 2026 年 2 月末時点で 102 の事業者の取組が認定されている。【農林水産省】 (2) 農林水産省の全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の要件化を、2027 年度から本格実施することとしている（愛称「みどりチェック」）。このため、本格実施を見据え、</p>	<p>10. の取組について次のとおり。 (1) 引き続き、「みどりの食料システム戦略」に基づく温室効果ガス削減や化学肥料・化学農薬の使用低減等の環境負荷低減の取組を促進する。【農林水産省】 (2) 農林水産省の全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の要件化を、2027 年度から本格実施することとしている（愛称「みどりチェック」）。このため、本格実施を見据え、補助事業等の申請時及び報告時における取組の実施状況に関する</p>

<p>活用に向けた取組や資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発等を挙げている。2022年7月に施行された「みどりの食料システム法」に基づく計画認定制度により、温室効果ガス削減や化学農薬・化学肥料の使用低減等の環境負荷低減に取り組む生産者、環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等を図る事業者の取組を後押しするとともに、農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「クロスコンプライアンス」を導入する。また、生産者の環境負荷低減の努力に関する消費者の理解を得て選択につなげるため、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進する。さらに、民間資金を呼び込むため、温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する J-クレジット制度の農林水産分野での活用を促進する。また、農林水産省生物多様性戦略に基づき、2030年に向け、農山漁村が育む自然の恵みを活かし、環境と経済がともに循環・向上する社会を目指す。</p>	<p>2025年度においては、補助事業等の申請時及び報告時における取組の実施状況に関するチェックシートの提出を、試行的に実施しているところ。【農林水産省】</p> <p>(3) 「みどりの食料システム戦略」に基づき、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する取組を星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」（愛称：みえるらべる）について、小売、外食、学校給食、食堂等の多様な形での取組の拡大を推進した。2025年7月からは営農管理アプリと連携したシステムで「みえるらべる」を取得することが可能になり、算定や報告がしやすくなった。さらに、「見える化」の対象品目の拡大に向け、畜産物（牛肉、生乳）の温室効果ガス簡易算定ツールの算定・販売実証を開始した。【農林水産省】</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、民間資金を呼びこむ、J-クレジット制度の農林水産分野での活用を促進した。【農林水産省】</p> <p>(5) 「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進した。【農林水産省】</p> <p>(6) 2024年6月には、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が改正され、環境と調和のとれた食料システムの確立が政策の柱として位置づけられ、また、これを受けて2025年4月に食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。こうした中、気候変動への適応強化や、GX投資の呼び込みなど、新たな課題への対応も含め、みどり戦略の取組を加速化させ、将来にわたって持続可能な食料システムを確立することが必要。このため、基本計画に基づき、「みどり加速化GXプラン」の策定に向けて、生産者や有識者の意見を聞き取りつつ検討を進めた。【農林水産省】</p>	<p>チェックシートの提出を、試行的に実施しているところ。また、みどりチェックの取組よりも、さらに進んだ環境負荷低減を図る持続的な生産体系の取組に対し、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者を対象として、収量の不安定化等の導入リスク等に応じた支援を行う新たな環境直接支払交付金を2027年度を目標に創設することを検討している。【農林水産省】</p> <p>(3) 農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する取組を評価し、星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」を推進する。【農林水産省】</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、民間資金を呼びこむ、J-クレジット制度の農林水産分野での活用を促進する。【農林水産省】</p> <p>(5) 「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進する。【農林水産省】</p> <p>(6) 気候変動への適応強化や、GX投資の呼び込みなど、新たな課題への対応も含め、みどり戦略の取組を加速化させ、将来にわたって持続可能な食料システムを確立することが必要。このため、基本計画に基づき、「みどり加速化GXプラン」の策定に向けて、生産者や有識者の意見を聞き取りつつ検討を進める。【農林水産省】</p>
<p>11. (再掲) バイオマスについては、バイオマス活用推進基本計画に基づきながら、地域における関係者の連携の下、肥飼料等としての利用の一層の促進や高付加価値製品の生産、再生可能エネルギー等に変換（家畜排せつ物、食品循環資源のバイオガス化や未利用間伐材等の木質チップ燃料化等）した上での自立・分散型エネルギー源としての活用等により、地域特性に応じたバイオマスの総合的な利用を推進する。</p>	<p>11. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) バイオマスの活用の推進にあたっては、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（2022年9月閣議決定）の下でバイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けては、農林水産省と国土交通省が連携して、取組の意義や先進的な取組事例等について、関係者に広く情報発信を実施した。【農林水産省】</p> <p>(2) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援した。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援した。【農林水産省】</p>	<p>11. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) バイオマスの活用の推進にあたっては、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（2022年9月閣議決定）の下でバイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けては、農林水産省と国土交通省が連携して、取組の意義や先進的な取組事例等について、関係者に広く情報発信を実施した。【農林水産省】2024年6月には、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が改正され、環境と調和のとれた食料システムの確立が政策の柱として位置づけられた。これを受けて2025年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、2030年までを目途に集中的に推進すべき取組として、食料・農林水産業のGXへの投資の呼び込みや食料生産を脅かす気候変動への適応等を盛り込む「みどり加速化GXプラン」の策定に向けて検討を進めた。【農林水産省】</p> <p>(2) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備</p>

		<p>を支援した。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援した。【農林水産省】</p>
<p>1 2. (再掲) 家庭から発生する食品ロスについては、これを 2030 年度までに 2000 年度比で半減するべく、地方公共団体、事業者等と協力して、食品ロスの削減に向けた国民運動を展開し、食品ロス削減に関する国民意識の向上を図るとともに、食品ロスの発生要因に応じ、使い切れる量の食品を購入すること、残さず食べ切ること、フードドライブ等により未利用食品を有効活用することなど、家庭において食品の購入や調理等の際のカつ効果的な行動の実践を促進する。</p>	<p>1 2. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行った。特に、消費者による食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進した。また、食品の備蓄ができるローリングストック法や家庭の余剰食品を寄附するフードドライブの実施を促す周知を図った。【消費者庁、農林水産省、環境省】</li> <li>(2) 消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進するため、賞味期限の愛称である「おいしいめやす」の普及啓発等を行った。【消費者庁】</li> <li>(3) 食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)に、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組(地方公共団体と連携した全国大会(2024年群馬県高崎市、2025年東京都千代田区)、表彰、川柳コンテスト等)を実施した。そのほか通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう広報に努めた。【消費者庁、農林水産省、環境省】</li> <li>(4) 食品ロスに伴う経済損失と温室効果ガス排出量を推計するための調査を実施し、その調査結果を活用し、消費者に対する食品ロス削減の普及啓発を行った。【消費者庁】</li> <li>(5) 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター育成講座を定期的実施した(2026年1月時点の登録人数は4,242人)。【消費者庁】</li> <li>(6) mottECO 導入モデル事業の公募要領において、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の遵守を要件として盛り込み、本ガイドラインの普及啓発と合わせた導入を推進した(令和7年度)。【環境省】</li> <li>(7) 「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて、家庭系食品ロスについて、その発生要因(直接廃棄、過剰除去、食べ残し)分析を実施した。【環境省】</li> </ol>	<p>1 2. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(2025年3月閣議決定)において設定された家庭系食品ロス削減目標の達成に向けて、関係省庁及び地方公共団体等が連携し、当該方針の各施策を着実に実施する。【消費者庁、農林水産省、環境省】</li> </ol>
<p>1 3. (再掲) 家庭以外から発生する事業系食品ロスについても、これを 2030 年度までに 2000 年度比で半減するべく、発生要因である食品業界の商慣習の見直しの促進や、需要に見合った販売の推進を図るとともに、食品企業から発生する未利用食品の受け皿としてフードバンク等の支援などを実施する。また、陳列棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」や外食時の食べ残しの持ち帰りの促進など消費者の食品ロス削減に向けた理解醸成を図る。</p>	<p>1 3. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業系食品ロス削減のため、商慣習の見直し(賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)、安全係数の見直しや容器包装の工夫による賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和等)等の取組の推進を図るとともに、事業者の取組に対する消費者理解の促進を図った。【消費者庁、農林水産省】</li> <li>(2) 事業系食品ロスについては、2030 年度までの半減目標を 2022 年度に 8 年前倒しで達成したことから、その更なる削減に向け、2025 年 3 月に閣議決定された「食品ロスの削減の推</li> </ol>	<p>1 3. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本的な方針」(2025年3月公表)において設定された事業系食品ロス削減目標の達成に向けて、官民が連携し、当該方針の各施策を着実に実施する。【消費者庁、農林水産省、環境省】</li> <li>(2) 引き続き、未利用食品の取扱いの拡大に向けた支援を実施する。【農林水産省】</li> </ol>

進に関する基本方針」において、60%削減という新たな目標を設定した。【消費者庁、農林水産省、環境省】

- (3) 外食産業の食品ロスを削減するため、外食時の食べきりや、食べ残し持ち帰りを希望する者が、自己責任で持ち帰りをを行うことを当たり前にするよう、食べ残し持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」や「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」（2024年12月策定）等により周知啓発を行った。【消費者庁、農林水産省、環境省】
- (4) mottECO 導入モデル事業の公募要領において、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の遵守を要件として盛り込み、本ガイドラインの普及啓発と合わせた導入を推進した（令和7年度）。【環境省】
- (5) 食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域において取組が促進されるよう、食品ロス削減推進表彰を実施した。【消費者庁、環境省】
- (6) コンビニエンスストア等の事業者と協力し、「てまえどり」の周知啓発を図った。【消費者庁、農林水産省、環境省】
- (7) 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（2025年3月改正）について、安全係数の設定の考え方や賞味期限を過ぎてもまだ食べることができる期限の情報提供等、食品ロス削減の観点での改正内容を食品関連事業者に周知するとともに、本ガイドラインの考え方を踏まえた各業界団体等の個別食品に係る期限設定のガイドライン等の見直しの促進を図った。【消費者庁、農林水産省】
- (8) 未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等を促進するため、食品寄附の社会的信頼の向上と活動定着のため、「食品寄附ガイドライン」（2024年12月策定）の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク団体を、「食品寄附ガイドライン」に基づき認証する仕組みを構築するための実証事業を行った。【消費者庁】
- (9) 食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築等の支援を実施。【農林水産省】
- (10) フードバンク等による未利用食品の受入れ、提供拡大に向けた取組を支援した。【農林水産省】
- (11) 食でつなぐ共生社会の実現に向け、国や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるよう、食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念を「食の環（わ）」と呼称し、各施策を促進することを関係府省庁で申し合わせた（2024年6月）。【消費者庁、農林水産省、環境省】
- (12) mottECO 導入モデル事業の公募要領において、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の遵守を要件として盛り込み、本ガイドラインの普及啓発と合わせた導入を推進した（令和7年度）。【環境省】

	<p>(13) 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」にて納品期限の緩和等の商慣習の見直しについて、優れた取組の情報共有・横展開を実施。【農林水産省】</p> <p>(14) 食品業界におけるDXの推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入による食品ロス削減の実証に対する支援を実施。【農林水産省】</p>	
<p>14. 「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に記載された施策を実行に移しつつ、特に食品寄附及び外食時の食べ残し持ち帰りのガイドラインについて、官民協議会を立ち上げ、幅広い関係者の意見を聞きながら、策定する。その上で、2024年度末を目処に閣議決定予定である「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」の見直しに反映させ、2030年度までの食品ロス削減目標の着実な達成を目指す。</p>	<p>14. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 更なる食品ロス削減の推進のため、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に記載された施策を、2025年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に反映した。【消費者庁】</p> <p>(2) 食品ロス削減及び食品寄附の促進を図るため、2024年4月に食品寄附等に関する官民協議会を設立し、同協議会において議論を進め、2024年12月に食品寄附ガイドラインを策定した。【消費者庁】</p> <p>(3) 外食産業の食品ロスを削減するため、2024年12月に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を策定した。【消費者庁】</p> <p>(4) 期限表示の商慣習の見直しを図るため、2025年3月に「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を改定した。【消費者庁】</p>	<p>14. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(2025年3月閣議決定)において設定された食品ロス削減目標の達成に向けて、引き続き、説明会の開催等を通じた各種ガイドラインの周知啓発を行う。【消費者庁】</p> <p>(2) 2026年度から、食品寄附ガイドラインに示される遵守事項の適合性を第三者が認証するフードバンク認証制度を開始する。【消費者庁】</p>
<p>15. (再掲) 食品ロスの削減に係る取組の実施及びその進捗の評価に当たっては、その基礎情報として、地方公共団体による食品ロス量の調査等から国内で発生する食品ロスの発生・削減の状況をより迅速・的確に把握し、把握したデータ等に基づき、地域主体による食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を推進する。</p>	<p>15. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) 令和7年10月に自治体職員向け「食品ロス削減のための取組事例集」を更新し、新たに2件の事例を追加した。【環境省】</p> <p>(2) 令和7年3月に「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」を取りまとめ、地方公共団体の計画策定を推進した。【環境省】</p>	<p>15. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>引き続き、食品ロス削減に資するマニュアル及び手引きの周知を実施していく。【環境省】</p>
<p>16. (再掲) 食品ロスを削減した上でそれでも発生する食品循環資源については、食品リサイクル法に基づき、地域の実情に応じて飼料化及び肥料化が可能な限り実施されるよう、関係者の連携による取組を促進し、また、飼料化や肥料化等が困難な食品循環資源については、バイオガス発電、熱利用等によってエネルギー源として活用を図る。なお、食品循環資源の再生利用に当たっては、食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底を同時に推進する。</p>	<p>16. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等(令和3年度～)を通じて、食品ロスの内容、発生要因、削減に向けた取組・対策の効果検証等を実施し、モデル事業成果を食品ロスポータルサイトにて発信した。【環境省】</p> <p>(2) 主に地方公共団体向けに食品リサイクル法に関する基礎的な知識や地方公共団体、事業者等が実施している食品ロス・食品リサイクルに資する先進的な取組を周知し、意見交換を行う場を2回(2025年9月、2026年1月)開催した。【環境省】</p>	<p>16. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) モデル事業で得られた知見を「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き(仮称)」として取りまとめ公開していく。【環境省】</p>
<p>17. (再掲) 食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの範囲内においては食品循環資源由来の肥飼料の確実な利用が見込まれることから、リサイクル・ループの範囲内における市町村の区域を超えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が認定に沿って円滑に行われるよう、必要な周知を行う。</p>	<p>17. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) 食品リサイクルに関しては、食品リサイクル法の再生利用事業計画(食品関連事業者から排出される食品循環資源を用いて製造された肥料・飼料等を利用して作られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する仕組み。)を通じて、食品循環資源の再生利用の取組を促進した。</p> <p>(2) 2025年9月に食品リサイクル・ループ認定に係る要件解釈の明確化についてQ&amp;A形式でHPに掲載し周知した。【農林水産省、環境省】</p>	<p>17. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>引き続き、食品リサイクル・ループの登録申請にかかる事務手続きの適正な範囲内での軽減、効率化を図るための検討をするとともに、食品循環資源の収集運搬及び再生利用が認定に沿って円滑に行われるよう必要な周知を行う。【農林水産省、環境省】</p>

<p>18. (再掲) 家畜排せつ物や食品廃棄物等のバイオマスのメタン発酵技術を用いたバイオガス化、回収された廃食用油等のバイオディーゼル燃料の生産、未利用間伐材等の木質チップ燃料化及びペレット燃料化、有機性汚泥等の固形燃料化等を推進する。また、これらの取組に資する技術の研究開発を進める。</p>	<p>18. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) 関係7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)がバイオマス産業都市を選定し、2025年度には全国で107市町村となった。【農林水産省】</p> <p>(2) エネルギー地産地消の実現に向けて、家畜排せつ物や食品廃棄物等を活用したメタン発酵バイオガスプラント等の調査・設計・施設整備の取組を支援した。【農林水産省】</p> <p>(3) 農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料製造業者の取組に対し税制支援を行った。【農林水産省】</p> <p>(4) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援した。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援した。【農林水産省】</p>	<p>18. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) 引き続き、バイオマス産業都市の構築を推進する。【農林水産省】</p> <p>(2) エネルギー地産地消の実現に向けて、家畜排せつ物や食品廃棄物等を活用したメタン発酵バイオガスプラント等の調査・設計・実証・施設整備の取組を支援する。【農林水産省】</p> <p>(3) 農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料の製造支援を行う。【農林水産省】</p> <p>(4) 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援する。また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等を支援する。【農林水産省】</p>
<p>19. 地域の主体性を基本として、地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける「自立した地域」をつくとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」の実現を目指す「地域循環共生圏」の形成に向け、地域循環共生圏づくりに取り組む団体の支援、モデル地域の創出等の施策を推進する。</p>	<p>19. の取組について次のとおり。</p> <p>「地域循環共生圏」の創造を推進するため、環境省では、「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業(2024年度～)」等により26地域での地域循環共生圏のビジョンづくりやそれを実現するための取組実施の支援、またそうした支援ができる主体(地域循環共生圏づくりに向けた中間支援の担い手)の育成を進めた。さらに、「地域循環共生圏フォーラム2025」や「地域循環共生圏セミナー2025」を開催し、全国各地でつくられた地域循環共生圏の取組について情報発信・普及啓発を進めるとともに、持続可能な地域づくりを行う参加者同士の議論・交流の場を提供した。【環境省】</p>	<p>19. の取組について次のとおり。</p> <p>地域循環共生圏づくりの中間支援の担い手の創出を図るとともに、そのノウハウを横展開するための取りまとめを行う。さらに、各地における優れた取組を表彰・発信することで、より多くの地域が地域循環共生圏創造に取り組むよう働きかけるとともに、全国各地で地域循環共生圏の創造に取り組む自治体や民間団体等に対し、取組段階や地域に応じた支援を提供する基盤を構築する。また、地域循環共生圏の創造に向けて重要となる、ビジョンづくりのためのツールや、地域の経済循環構造や環境・社会・経済の客観指標を把握するツールについて、利便性向上のための改良や研修の充実を行う。【環境省】</p>
<p>20. 2050年を待つことなく2030年度までに、ネット・ゼロと地域課題の解決を同時に実現する脱炭素先行地域について、2025年度までに少なくとも100か所選定し、その実現を通じて、家畜排せつ物・下水汚泥・間伐材等のバイオマス資源の活用や蓄電池のカスケード利用・太陽光パネルのリサイクルなどの資源循環分野に係る取組も推進する。</p>	<p>20. の取組について次のとおり。</p> <p>地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を実施する「脱炭素先行地域」については、2026年2月末時点で、計7回の募集により102提案を選定しており、一部提案においては、資源循環分野の取組も推進しているところ。例えば北海道士幌町では、家畜排せつ物を活用したバイオガス発電等の再エネを地域において実績のある地域新電力「かみしほろ電力」に供給することにより、町全域の民生部門の脱炭素化に加え、家畜排せつ物の処理コスト削減にも資する取組を実施している。【環境省】</p>	<p>20. の取組について次のとおり。</p> <p>脱炭素先行地域において、2030年度までに、地域課題の解決と民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを同時実現するために、引き続き地域脱炭素推進交付金において必要額を確保するとともに、地方環境事務所を中心に伴走支援を行っていく。また、脱炭素先行地域の取組を進める中で得られた、資源循環分野における取組も含めたノウハウの周知・発信等を行い、地域主導の脱炭素の取組の横展開を進めていく。【環境省】</p>
<p>21. 廃プラスチック、未利用の農業系バイオマス等の地域資源の活用・循環を可能とし、大幅なCO2削減とサーキュラーエコノミーを実現する、革新的な触媒技術の技術開発・実証を推進する。</p>	<p>21. の取組について次のとおり。</p> <p>廃プラスチックやバイオマス(未利用の稲わら等)といった地域資源の活用・循環と大幅なCO2削減を実現する、革新的で省資源な触媒技術等に係る技術開発・実証を実施する。【環境省】</p>	<p>21. の取組について次のとおり。</p> <p>引き続き、廃プラスチックやバイオマス(未利用の稲わら等)といった地域資源の活用・循環と大幅なCO2削減を実現する、革新的で省資源な触媒技術等に係る技術開発・実証を実施する。【環境省】</p>
<p>22. 人口減少社会を踏まえ、コンパクトで強靱なまちづくりを進めることによる災害時の廃棄物発生量の低減、防災インフラの整備・維持管理・復旧のための資源投入量の低減等の効果について評価し、必要な施策についての検討を進める。</p>	<p>22. の取組について次のとおり。</p> <p>中長期における持続可能な適正処理を確保するため、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化と並行で、地域における資源循環を促進するツールとなり得る分散型資源回収拠点を推進する。分散型資源回収拠点は、専用の敷地等を設けて同時に複数品目の回収する</p>	<p>22. の取組について次のとおり。</p> <p>引き続き、手引きの拡充などの技術面や交付金等による財政面の支援を通じて平時からの体制確保の後押しを行う。【環境省】</p>

	方法であり、家庭内で保管している廃棄物の排出を促し、災害時における廃棄物発生量の抑制など地域のレジリエンス向上につながる。令和7年度に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の改訂、施設整備における財政的支援の拡充などを行った。【環境省】	
23. 高齢化社会の進展に伴う家庭からの日々のごみ出し問題に対応できるよう、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の在り方について検討する。	23. の取組について次のとおり。 環境省では、地方公共団体における高齢者のごみ出し支援を後押しするため「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」や事例集を作成し、周知している。【環境省】	23. の取組について次のとおり。 引き続き、手引きや事例集の周知等を通じた技術的支援を行う。【環境省】
24. 高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、使用済紙おむつの適正処理を確保した上で、安全衛生性にも配慮した再生利用等導入に向けた検討を進めるため、使用済紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、自治体内部の検討・判断に必要な情報の提供、リサイクルに関するガイドラインの改定等を行う。これらの取組を通じ、2030年度までに実施・検討を行った自治体の総数を150自治体とし、人口規模等が異なる様々な自治体で取組が進むようにするとともに、今後の状況に合わせた柔軟な対応を行い、使用済紙おむつの再生利用等の取組を持続可能な形で進める。	24. の取組について次のとおり。 「紙おむつの再生利用等の実施・検討を行った自治体の総数を150自治体」等の目標に向けて具体的な施策を進める。【環境省】	24. の取組について次のとおり。 引き続き、使用済紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、自治体内部の検討・判断に必要な情報の提供等を行い目標の達成を目指す。【環境省】
25. 循環資源や再生可能資源について、温室効果ガスの排出抑制や輸送コスト削減の観点から、陸上輸送から海上輸送等へのモーダルシフトや、大型船の利用等による輸送効率化に取り組む。	25. の取組について次のとおり。 静脈物流に係る循環資源や再生可能資源について、温室効果ガスの排出抑制や輸送コスト削減を目指し、船舶大型化に対応した港湾整備を実施した。【国土交通省】	25. の取組について次のとおり。 引き続き、静脈物流に係る循環資源や再生可能資源について、温室効果ガスの排出抑制や輸送コスト削減を目指し、船舶大型化に対応した港湾整備を推進する。【国土交通省】
26. 国内での金属資源を始めとする循環体制を強化するため、国内外の資源循環ネットワーク拠点の戦略的構築や資源循環の拠点港湾の選定・整備等を推進する。こうした観点も踏まえ、循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる物流機能や、高度なリサイクル技術を有する産業の集積を有する港湾を「循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート)」（仮称）として選定し、港湾を核とする物流システムの構築等による広域的な資源循環を促進する。	26. の取組について次のとおり。 サーキュラーエコノミーへの移行に向け、令和6年度には、有識者等からなる検討会を設置し、循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート)のあり方を公表した。【国土交通省、環境省】	26. の取組について次のとおり。 循環資源に関する物流ネットワークの拠点の形成や、高度なリサイクル技術を有する産業の集積に取り組む港湾を「循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート)」として選定し、港湾を核とする物流システムの構築等による広域的な資源循環を促進する。【国土交通省、環境省】
27. (再掲) 食料安全保障の強化、持続可能な生産への転換、サーキュラーエコノミーの実現による地方活性化に資する取組として、下水汚泥を安全性にも配慮しつつ肥料として再生利用する取組を推進する。また、下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点とし、固形燃料化やバイオガス発電等による下水汚泥の化石燃料代替エネルギー源としての活用や、下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。	27. の取組について次のとおり。(再掲) 令和6年(2024年)3月には下水道管理者の検討の参考となるよう「下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書(案)」を作成・公表し、令和7年(2025年)度には公園等の公共施設における下水汚泥の肥料利用促進に向けたパンフレットを作成・公表するとともに、下水汚泥燃焼灰の利用等に関して「下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書(案)」に追記し(P)、下水汚泥資源の肥料利用を推進した。また、下水汚泥の重金属や肥料成分の分析(49処理場)及び肥料の流通確保に向けた案件形成(18団体)を行うとともに、5つの下水道施設において下水処理過程からのリン回収に関する技術実証を行っている。	27. の取組について次のとおり。(再掲) 引き続き、下水汚泥資源の肥料利用の拡大やエネルギー利用の推進に向け、様々な関係者と連携しながら取組を進める。【国土交通省】

	<p>下水汚泥資源のエネルギー利用も推進しており、2023年度末時点における下水処理場でのバイオガス発電施設は137施設となっている。さらに、下水処理場に生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約することによる効率的な資源・エネルギー回収の推進も行っており、案件形成のための地方公共団体へのアドバイザー派遣事業等を行っている。</p> <p>こうした取組の財政支援として、「下水道リノベーション推進総合事業」による下水道施設を地域活性化の拠点としてリノベーションする計画策定から施設整備までの一体的な支援や、「下水汚泥肥料化推進事業」により下水汚泥資源を肥料化するための施設整備の支援を行った。【国土交通省】</p>	
<p>28. 人口減少社会に適応したまちづくりに向け、グリーンインフラの強力な推進や緑地の再生・整備など、低未利用地を有効に再利用する土地利用転換の方策を2024年度中に整理し、推進するとともに、改正空家等対策特別措置法（2023年12月施行）に基づき、空き家の適切な管理を促し、空家等活用促進区域の設定や空家等管理活用支援法人の指定等により、空き家の活用を促進する。</p>	<p>28. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 令和8年1月に「グリーンインフラ推進戦略2030」を公表し、グリーンインフラの更なる実装に向けた全体の方向性を提示するとともに、低未利用土地等の有効利用・適正な管理の推進を図る旨を位置づけた。【国土交通省】</p> <p>(2) 民間主体が都市の空き地等を住民の利用に供する緑地（市民緑地）として設置・管理する「市民緑地認定制度」や、地方公共団体や民間事業者等を対象に支援する「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」の活用によりグリーンインフラの導入や緑地整備を推進した。【国土交通省】</p> <p>(3) 低未利用地を有効に再利用する土地利用転換の方策として、2025年4月1日に「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」を公表し、空き地対策に取り組む全国の市町村や関係団体等に周知した。【国土交通省】</p> <p>(4) 改正空家等対策特別措置法（2023年12月施行）に基づき、空き家の適切な管理を促すとともに、空家等活用促進区域の設定や空家等管理活用支援法人の指定等による空き家の活用を促進した。【国土交通省】</p>	<p>28. の取組について次のとおり。</p> <p>(1) 「グリーンインフラ推進戦略2030」に基づき、グリーンインフラ官民連携プラットフォームとの連携の下、官民連携・分野横断によるグリーンインフラの本格的な実装を目指す取組を総合的・体系的に推進することにより、低未利用土地等の有効利用・適正な管理の推進を図る。【国土交通省】</p> <p>(2) 引き続き、「市民緑地認定制度」や「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」の活用により、グリーンインフラの導入や緑地整備を推進する。【国土交通省】</p> <p>(3) 引き続き、「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」等を活用して低未利用土地の利活用を推進する【国土交通省】</p> <p>(4) 引き続き、改正空家等対策特別措置法（2023年12月施行）に基づき、空き家の適切な管理を促すとともに、空家等活用促進区域の設定や空家等管理活用支援法人の指定等による空き家の活用を促進する。【国土交通省】</p>
<p>29. (再掲) 循環経済への移行の推進に向けて、建設リサイクル分野においては、建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、水平リサイクルの推進やCO2排出抑制等のリサイクルの質の向上や需要拡大のための取組を推進する。また、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理を推進する。</p>	<p>29. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) 建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を実施した。【国土交通省】</p> <p>(2) 建設発生土等の情報交換システムを一体化し、官民一体となった相互有効利用のマッチングの強化を実施した。【国土交通省】</p> <p>(3) 地域で排出され、焼却・埋立てされている複合素材（金属・木材・プラスチック等）のうち建設廃棄物などの資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化の取組を支援した。【環境省】</p>	<p>29. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>(1) 建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、技術検証等を行ったうえで、再生骨材の利用拡大の検討を実施していく。【国土交通省】</p> <p>(2) 実証を通じて得られた知見や事業スキームを基に、建設廃棄物等の地域内資源循環の社会実装に向けた取組を進めてきた。今後は、事業モデルの類型化や再生材利用の促進、マッチング機能による事業者間連携の強化等を通じ、持続的に機能する地域資源循環モデルの構築を推進していく。【環境省】</p>
<p>30. (再掲) 地域における循環経済への移行を促し、地方創生を実現するため、これから取組を始める自治体等のためのガイドランスを作成するとともに、当該自治体における取組を牽引できる専門人材の育成を支援する。また、先行自治体の知見を広く共有できる場を設けるとともに、優良事例の共有など各自治体における取組の具体化に資する情報提供を実施する。</p>	<p>30. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>令和7年度より「地域の資源循環促進支援事業」により、自治体の資源循環の診断、ビジョン作成を支援し、自治体と企業が連携したモデル実証を支援しているところ。当該事業において、資源循環の取組を始める自治体等のためのガイドランスを作成するとともに、参加する者を地域の特色に応じた資源循環の取組を促進する中核人材として育成を進めている。</p>	<p>30. の取組について次のとおり。(再掲)</p> <p>それぞれの地域における循環資源の特性を踏まえた取組ができるように、自治体や企業が協力して、様々な事例の創出を推進する。そのため、令和7年度に創出した資源循環自治体フォーラムなどを活用し、先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチングを実施し、新規ビジネスの創出も支援することで、地域課題の解決と地域経済活性化・地方創生につなげていく。【環境省】</p>

	<p>また、先行自治体の知見を広く共有できる場として、令和7年度に資源循環自治体フォーラムを創設し、全国で7回フォーラムを開催し、現地とWEB参加合わせて2,000名を超える自治体や企業の方などに参加してもらい、優良事例の共有など各自自治体や企業における取組の具体化に資する情報提供を実施している。【環境省】</p>	
<p>31. エコツアーリズム推進法(平成19年法律第105号)に基づき、全体構想の認定・周知・策定支援、ガイド等の人材の育成、情報の収集、広報活動等を実施するなど、地域が主体的に行うエコツアーリズムの活動を支援する。</p>	<p>31. の取組について次のとおり。          エコツアーリズムに取り組む地域協議会に向けた交付金事業や人材育成の実施、公式HP「エコツアーリズムのススメ。」による情報発信等により、地域におけるエコツアーリズムの活動を総合的に支援した。その結果、エコツアーリズム推進法に基づくエコツアーリズム推進全体構想の認定件数は、2024年度以降も着実に増加し、2026年2月末時点において全国で28計28件となっている。          また、令和7年度は、同法に基づくエコツアーリズム推進基本方針の見直しに向け、有識者や関係省庁で構成される検討会を開催し、今後のエコツアーリズム推進に関する基本的方向等について整理した。【環境省】</p>	<p>31. の取組について次のとおり。          引き続き、地域におけるエコツアーリズムの活動を支援し、エコツアーリズム推進地域を全国に広げていくことで、各地域における保護と利用の好循環を実現し、持続可能な地域づくりにつなげていく。【環境省】</p>
<p>32. 最初の承認から27年が経過したエコタウンについては、26の承認地域それぞれにおいて、地域特性に見合った展開がなされてきた。海外からの関心も高いことから、地域循環共生圏構築の先進事例とも言えるエコタウン各地域の取組について情報の集約・周知を進めるとともに、27年の取組の中で蓄積してきた資本・人材ストックを活かした先進課題への挑戦を引き続き支援する。</p>	<p>32. の取組について次のとおり。          エコタウンの発展は、「地域循環共生圏」や「持続可能な開発目標(SDGs)」といった政策にも展開しており、既にエコタウン自治体の中からSDGs未来都市に選定された自治体が生まれており、環境省ウェブサイトにおいてエコタウンの歩みと発展を公開している。【環境省】</p>	<p>32. の取組について次のとおり。          引き続き、左記の取組を進めていく。【環境省】</p>
<p>33. (再掲) 国内での金属資源を始めとする循環体制を強化するため、国内外の資源循環ネットワーク拠点の戦略的構築や資源循環の拠点港湾の選定・整備等を推進する。こうした観点も踏まえ、循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる物流機能や、高度なりサイクル技術を有する産業の集積を有する港湾を「循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート)」(仮称)として選定し、港湾を核とする物流システムの構築等による広域的な資源循環を促進する。</p>	<p>33. の取組について次のとおり。(再掲)          サーキュラーエコノミーへの移行に向け、令和6年度には、有識者等からなる検討会を設置し、循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート)のあり方を公表した。【国土交通省、環境省】</p>	<p>33. の取組について次のとおり。(再掲)          サーキュラーエコノミーへの移行に向け、令和6年度には、有識者等からなる検討会を設置し、循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート)のあり方を公表した。【国土交通省、環境省】</p>
<p>34. 各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、分散型の資源回収拠点ステーションやそれに対応した施設の整備等の地域社会において資源循環基盤となる取組の構築を促進する施策を検討する。また、地域における、生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等を促進する施策を検討する。</p>	<p>34. の取組について次のとおり。          各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、循環型社会形成推進交付金等による分散型資源回収拠点の整備への財政支援等の地域社会において資源循環基盤となる取組の構築に向けた施策や、各種手引きの作成・周知等による生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等を地域で実践するための後押しを行った。【環境省】</p>	<p>34. の取組について次のとおり。          引き続き、地域特性に応じた資源循環に資する取組を後押しするため、分散型資源回収拠点等による地域における資源循環を後押しするための各種ガイダンスの作成や、循環型社会形成推進交付金等による施設整備の支援を行う。          また、持続可能な廃棄物処理体制確保の観点から、広域化・集約化や経済的インセンティブを活用したごみ減量の促進のための生活系ごみ処理の有料化の検討等を後押しするため、各種手引きの周知等技術的支援を行う。【環境省】</p>
<p>35. 海洋ごみやプラスチック汚染に関する国際的な合意や野心的下、プラスチック資源循環促進法その他の関係法令等によるプラスチック製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたる包括的な資源循環体制の強</p>	<p>35. の取組について次のとおり。          (1) 漁業者による海洋ごみ等の回収・処理について、漁場生産力・水産多面的機能強化対策等により支援するとともに、環</p>	<p>35. の取組について次のとおり。          (1) 漁業者による海洋ごみ等の回収・処理について漁場生産力・水産多面的機能強化対策等により支援するとともに、環境省</p>

化等とともに、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成 21 年法律第 82 号) 等に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する。具体的には、マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関する量・分布等の実態把握や生物・生態系への影響に関する科学的知見の集積、地方公共団体等が行う海洋ごみの回収・処理(大規模な自然災害等により大量に発生する海岸漂着物等の処理を含む。)や発生抑制対策への財政支援、地方公共団体・企業・漁業者・住民等の地域内の多様な主体の連携及び瀬戸内海での広域連携、広報活動等を通じた普及啓発等を実施する。外国由来の海洋ごみへの対応も含めた国際連携として、海洋表層マイクロプラスチック等のモニタリング手法の調和、データ共有システムの整備や、アジア地域等においてプラスチックを含む海洋ごみの実態把握や発生抑制に関する協力を進める。

- 境省と連携し、「海岸漂着物等地域対策推進事業」等を活用した枠組みに基づく取組を実施した。【農林水産省】
- (2) 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及び海洋ごみ等が異常に堆積した場合に、海岸管理者が海岸保全施設の機能を維持するため緊急的に行う海洋ごみ等の処理を支援した。【農林水産省、国土交通省】
  - (3) 漁業者、自治体、企業等が連携した漁業系廃棄物の資源循環の取組、生分解性漁具の開発・実証及び海洋プラスチックごみが海洋生物に与える影響調査等を支援した。【農林水産省】
  - (4) 2020 年度に策定した地方公共団体向けの漂着ごみ組成調査ガイドラインに基づき、地方公共団体の協力の下、漂着ごみの組成や回収量、これらの経年変化の把握を続けている。また、マイクロプラスチックについては、2023 年度に河川・湖沼における調査ガイドラインを策定し(2025 年度改訂)、日本沿岸、沖合地域及び河川における調査・実態把握を進めている。さらに、プラスチックごみの海洋への流出量や内訳に関する評価手法を検討し、推計結果を 2024 年度から公表している。マイクロプラスチックによる水生生物を中心とする生物・生態系影響評価手法の検討を進めている。【環境省】
  - (5) 海洋ごみの回収・処理や発生抑制対策の推進のため、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行った。【環境省】
  - (6) プラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進する「プラスチック・スマート」において、企業、地方公共団体、NGO 等の幅広い主体から、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や代替品の開発・利用、分別回収の徹底など、海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を募集し、特設サイトや様々な機会において発信した。また、「ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」では、地方公共団体と民間企業等との連携による海洋ごみ対策のモデル創出を進めた。さらに、2023 年 10 月には、日本最大の閉鎖性海域である瀬戸内海において、関係 14 府県と環境省が連携・協力し、地域全体で効果的・効率的にプラスチックごみ対策に取り組むための「瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク」を立ち上げ、地域内での知見・情報の共有や効果的な対策モデルの検討等を行っている。【環境省】
  - (7) 様々な分野の業界団体や事業者、関係省庁等とともに「マイクロプラスチック・スマート懇話会」を開催し、普及啓発資料の作成等のマイクロプラスチック対策について検討するとともに、「マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集」第 3 版を 2025 年 4 月に公表し、日本企業が有する発生抑制・流出抑制・回収・代替素材開発等に資する先進的な技術・取組を国内外に発信した。【環境省】
  - (8) マイクロプラスチックのモニタリング手法の国際的な調和に向けては、実証事業や国内外の専門家を招いた会合での議論を経て、2019 年度に公表した「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン」(2020 年度及び 2023 年

- と連携し、「海岸漂着物等地域対策推進事業」等を活用した枠組みに基づく取組も推進する。【農林水産省、環境省】
- (2) 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及び海洋ごみ等が異常に堆積した場合に、海岸管理者が海岸保全施設の機能を維持するため緊急的に行う海洋ごみ等の処理を支援する。【農林水産省水産省、国土交通省】
  - (3) 地域の実態に即した効率的で低コストな漁具リサイクル体制作りのための実証を支援するとともに、水産業界による漁具リサイクルの認証制度の構築や普及啓発の支援、生分解性漁具の開発・実証を支援する。【農林水産省】
  - (4) マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関する量・分布等の実態把握(実測調査・各種データを活用した日本におけるプラスチックごみの海洋への流出総量や内訳(流出量インベントリ)の推計含む)や、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生物・生態系への影響に関する科学的知見の集積を行っていく。【環境省】
  - (5) 引き続き、海洋ごみの回収・処理や発生抑制対策の推進のため、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行う。【環境省】
  - (6) 地方公共団体・企業・漁業者・住民等の地域内の多様な主体の連携及び瀬戸内海での広域連携による好事例の創出や広報活動等を通じた普及啓発等を実施する。【環境省】
  - (7) 様々な分野の業界団体や事業者、関係省庁等とともに、引き続きマイクロプラスチック対策について検討し、先進的な技術・取組を国内外に発信する。【環境省】
  - (8) 海洋表層マイクロプラスチック等のモニタリング手法の調和(リモートセンシング技術を活用した海洋ごみモニタリング含む)や、データを収集・一元化するデータベースの利用促進を図る。【環境省】
  - (9) アジア地域等においてプラスチックを含む海洋ごみの実態把握や発生抑制に関する協力を進める。【環境省】
  - (10) G20 大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、G7 広島サミットでの 2040 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心の合意を主導した我が国として、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会(INC)等の国際交渉において、引き続き、主導的な役割を果たしていく。【環境省】

	<p>度に改訂) にのっった比較可能性のあるモニタリングデータを収集するため、2024年5月にプラスチック分布や調査地点等の2次元地図と併せて提供するデータベース「Atlas of Ocean Microplastics」(通称:AOMI)を公表した。さらに、海岸等における大きなごみを対象とする「リモートセンシング技術を用いた海洋ごみモニタリング調和ガイドライン」の作成も進め、実証事業や国内外の専門家による議論を経て、対象技術をドローンとする初版(2024年度)及び固定カメラを加えた第2版(2025年度)を公表した。【環境省】</p> <p>(9) アジア地域等を対象に、環境中プラスチックの採取・分析等モニタリングの技術移転や関連する施策情報の共有を目的とする訪日研修や、実態把握に向けた共同調査を実施した。【環境省】</p> <p>(10) G20大阪サミットで我が国が提唱した「大阪ブルー・オシャン・ビジョン」を踏まえ、第5回国連環境総会決議に基づき、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会において、積極的に議論を主導した。【環境省】</p>	
<p>36. 個別の産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の事案に対しては、円滑に対策が実施されるよう、地方公共団体に対し、廃棄物処理法に基づく基金による適切な支援等を行う。</p>	<p>36. の取組について次のとおり。  廃棄物処理法平成9年改正法の施行以降の産業廃棄物の不法投棄等の支障除去等については、1事案に対し廃棄物処理法に基づく基金からの財政支援を行った。【環境省】</p>	<p>36. の取組について次のとおり。  引き続き廃棄物処理法に基づく基金により適切な支援を行う。【環境省】</p>